

令和5年9月橋本市議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月12日（火）

議事日程第3号

令和5年9月12日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番7	2番	板橋真弓君	90
順番8	13番	田中和仁君	103
順番9	14番	南出昌彦君	108
順番10	15番	辻本勉君	119
順番11	10番	垣内憲一君	127
順番12	11番	岡本安弘君	135
順番13	16番	土井裕美子君	146

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	病院事業管理者	古川健一君
総合政策部長	土井加奈子君	総務部長	井上稔章君
経済推進部長	北岡慶久君	健康福祉部長	久保雅裕君
農業委員会事務局長			
危機管理監	廣畑浩君	建設部長	西前克彦君

会計管理者 大岡久子君
教育部長 堀畑明秀君
病院事務局長 池之内正行君
監査委員事務局長 櫻井康雄君
政策企画課長 中岡勝則君

上下水道部長 堤 健君
消防長 永井智之君
選挙管理委員会事務局長 藤岡栄次君
財政課長 三浦康広君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井直記
議事調査係長 長谷川裕子

議会事務局次長 笹山 奨
書 記 諸田泰己

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君)おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君)これより会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君)これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条
の規定により、議長において、6番 高本君、
16番 土井君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(森下伸吾君)日程第2 一般質問を
行います。

順番7、2番 板橋君。

[2番(板橋真弓君)登壇]

○2番(板橋真弓君)皆さま、おはようござ
います。一般質問2日目、朝一番です。よろ
しく願いいたします。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きま
したので、通告に従い一般質問させていただきます。今回は3項目あります。

まず、1項目めは、1、带状疱疹を未然に
防ぐために。

子どもの頃にかかった水ぼうそうのウイル
スが体に潜んでいて、免疫力の低下や過労が
引き金となって再発する带状疱疹は、50歳
から80歳までに3人に1人が発症すると言わ
れています。発症すると、体の左右どちらか
一方に赤い水膨れができ、ぴりぴりと刺すよ
うな痛みを伴います。また、重い後遺症を生
じることもあります。

带状疱疹の予防には带状疱疹ワクチン接種
があり、発症化リスクの低下にも有効です。
発症しても軽症で済み、後遺症の予防につな
がるとされています。

ただ、現在は全額自己負担の任意接種のた
め高額になり、ためらう人も多いのが現状で
す。接種費用の負担軽減へ、独自の助成制度
を設ける自治体が広がっています。本市にお
いても、市民の健康を守るという観点から、
带状疱疹ワクチン接種の助成をすべきと考え
ますが、ご所見をお伺いします。

1、带状疱疹ワクチンの効果をどのように
お考えですか。

2、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進
はなされていますか。

3、带状疱疹ワクチン接種の助成について
のお考えは。

続いて、2項目め、2、(仮称)紀見こども
園について。

紀見保育園と紀見幼稚園、柱本幼稚園、境

原幼稚園の4園が統廃合され、現柱本幼稚園の跡地に令和7年度より（仮称）紀見こども園が新設開園されます。

子どもたちのよりよい成長においては、特に幼児教育・保育は重要です。橋本市は子育て支援が充実しているとの声をよく耳にします。その意味においても、（仮称）紀見こども園の新設は、橋本市が独自性を出し、質の高い幼児教育・保育を実現できる施設になり得ると期待しています。

そこで、本市がめざす唯一の公設公営の新設（仮称）紀見こども園の構想について、今後の計画とその方向性をお伺いします。

- 1、（仮称）紀見こども園事業計画の概要。
- 2、新設（仮称）紀見こども園がめざす幼児教育・保育方針について。
- 3、統廃合に向けての取組み（ハード面、ソフト面）。
- 4、送迎バスについて。

最後、3項目めは、3、保育事業に「こども誰でも通園制度」の創設について。

政府がこども未来戦略方針で創設を掲げた、こども誰でも通園制度（仮称）のモデル事業が、全国31自治体の50施設で始まっています。同制度は未就学児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐため、来年度からの本格実施をめざしています。本市の創設へのご所見をお伺いします。

以上、3項目について、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（森下伸吾君）2番、板橋君の質問項目1、帯状疱疹を未然に防ぐためにに対する答弁を求めます。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）おはようございます。

帯状疱疹を未然に防ぐためにについてお答えします。

一点目の、帯状疱疹ワクチンの効果についてですが、平成28年3月に厚生労働省が、乾燥弱毒性水痘ワクチン、いわゆる生ワクチンについて、50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防効果があるとして追加承認し、予防目的でワクチンを使用することが可能となりました。予防効果については、50歳以上で69.8%とされています。

また、令和2年1月からは、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン、いわゆる不活化ワクチンが薬事承認されました。予防効果は、50歳以上では96.6%あるとされています。国も薬事承認をしていることから、帯状疱疹ワクチンには一定の予防効果があるものと考えています。

二点目の、帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進についてですが、最近、テレビのCM等により帯状疱疹ワクチンについての認知度が高まっていますが、帯状疱疹ワクチンは現在のところ、予防接種法上の位置づけとしては任意接種となっています。

現在も国の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において、定期接種化に関して議論が継続中であることから、本市においては周知や接種の推進は行っていません。

三点目の、帯状疱疹ワクチン接種の助成についてですが、全国において約270の市区町村が自治体独自の助成制度を設けているところですが、帯状疱疹ワクチンが予防接種法上の任意接種となっていることから、今のところ助成制度を設けることは考えていません。

今後も、引き続き国の定期接種に向けた動向を注視してまいります。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番、板橋君。

○2番（板橋真弓君）それでは、再質問させていただきます。

帯状疱疹については皆さんご存じとは思ひ

ますが、改めて帯状疱疹の症状の特徴について確認したいと思います。

まずは映像をご覧ください。

帯状疱疹の特徴ということで、発症箇所は腕や胸、背中などの上半身に発症することが多く、顔や首などに症状が現れることもあります。初めは、ひりひり、ちくちくといった皮膚の痛み、その後、水膨れを伴う赤い発疹が帯状に広がる。眠れなくなるほどの激しい痛みを伴うことも少なくない。とにかく痛い。

発症した人のうち約2割の人が、後遺症として3か月以上痛みが続く帯状疱疹後神経痛（PHN）で苦しんでいます。PHNは焼けるような、締めつけるような、ずきんずきんする痛みが続くのが特徴です。

帯状疱疹が現れる部位によっては、顔面神経麻痺、ラムゼイ・ハント症候群と呼ばれるものです。目の障がい、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症を生じることもあります。発症後、治療には3日以内に抗ウイルス薬を用い、重症化を防ぎます。

国立感染症研究所によると、宮崎県で大規模疫学調査では、50代からの発症リスクが上昇し、70歳以上でピークに、80歳までに3人に1人が罹患するとされていますが、この10年で20代から40代の若い世代の発症率も増加傾向にあります。

続いて、帯状疱疹の予防に効果があるのはワクチン接種です。2016年に国内メーカーの生ワクチンが、2018年に海外メーカーの不活化ワクチンが、それぞれ50歳以上を対象に国内で薬事承認されており、発症リスクの低下に有効とされています。

画像をご覧ください。

2種類の帯状疱疹ワクチンですけれども、生ワクチンと不活化ワクチン、2種類があります。左のオレンジ色のほうが生ワクチン、右が不活化ワクチンです。接種回数は生ワク

チンは1回でいい。不活化ワクチンは2回予防接種しないといけない、予防効果は生ワクチンは60歳以上で51.3%、約51%、不活化ワクチンは約97%ということで、打ったらもう半分以上の人は効いていると。不活化ワクチンに関してはもう100%に近いぐらい効くということで、あと、効果が続く期間ですけれども、8年目に31.8%とかになっているんですけども、それぞれ、生ワクチンは約5年、不活化は約10年ということで、生ワクチンに比べると不活化ワクチンは予防効果が高く、期間も長期間持続して、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できるという点で優れていると言われています。

ただ、帯状疱疹ワクチンは全額自己負担、任意接種ということで先ほどから何度もありましたがけれども、医療機関によってその費用は異なるんですけども、だいたい生ワクチンで約8,000円、ここには書いていますけど、1万円近いというものもあります。

不活化ワクチンは1回2万円から2万5,000円と高額。それを2回打つとなると4万円から5万円の自己負担となります。もし、不活化ワクチンをご夫婦2人で受けるとなると8万円から10万円と、年金生活の高齢者にとっては、接種するには二の足を踏む金額です。

そこで、コロナ禍ということもあり、ここ最近、私の周りでも帯状疱疹になった方が何人かいて、増えているなという感覚はあるんですけども、実際のところはどうか。

そこで、お聞きします。全ての方が市民病院にかかっているわけではないので、参考にお聞きしたいんですけども、橋本市民病院での帯状疱疹での受診状況はどうですか。患者数と年齢層、増加傾向にあるのか。また、重症化はどうか、分かる範囲でお答えください。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

まず、带状疱疹についてですけれども、詳しい統計については、ちょっと持ち合わせのほうがありません。

まず、带状疱疹の受診状況に関しましては、皮膚科の先生とも少しお話しさせていただいたんですけれども、やはり受診としては一定数あるというふうなお話でございます。年齢別のところに関しても、若年層、50歳未満18歳以上の部分に関しまして、やはり受診される方がいらっしゃるというふうなところのご回答でございました。

あと、今回、シングリックス、不活化ワクチンの部分、こちらのほうについて当院のほうの実績としては、昨年6月以降になるんですけれども、現在8名というふうな形になっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ワクチン接種は6月ですか、6月までにとということで、8名ということでもよろしいでしょうか。

あと、増加傾向にあるのかということと、重症化があるのかということ。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）すみません、増加傾向かどうかということに関しては、ちょっと先生のほうも把握し切れていないというふうなところでございます。

重症化の部分に関して、入院の部分に関しては、一応、医事課のほうに確認したんですけれども、重症化での入院というところの実績は、近年ではないということでした。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）それでは、ワクチン接

種、8名受けられたということなんですけれども、それは不活化のほうでしょうか。

それと、あと、ワクチンの費用というか、は橋本市民病院は幾らですか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）8名につきましては、不活化のシングリックスの実績となっております。

費用のほうですけれども、医療機関によって多少の幅はあるのかなというふうに思うんですけれども、当院に関しましては、ワクチンの費用と、あと注射の手技料等が含まれてきますので、2回で約4万7,000円ほどの費用が必要というふうな形になっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

8名、意識の高い方というか、4万7,000円を払ってでも受けておいたほうが良いということで、CM等の影響もあるかとは思いますが、たくさんの方が带状疱疹について発信とかをされているのをよく目にするんですけれども、若年層でいうと、歌手のジャスティン・ビーバーさんは先ほど言ったラムゼイ・ハント症候群というふうに診断されて、2022年、去年6月に動画で顔面麻痺の様子を公開されました。あと、回復にかなりの時間を要したということです。

私と同世代のハイヒールのモモコさんは5年前に発症されました。発見が1日遅れて重症化し、PHNになってしまったと公表。今でも髪の毛が触れただけで痛いときがあるとのこと。同じ目に遭わせたくない一心で、友人や知人、一人でも多くの方に周知を呼びかけていますということで、「ハイヒール・モモコも苦しんだ带状疱疹 恐るべき5072問題」というふうにネットニュースの見出しにあり

まして、それを見てちょっと衝撃を受けたんですけれども、5072問題というのは5080問題とはちょっと違うんですけれども、50歳以上で発症率が上がるということで、80歳までに3人に1人が発症する、50歳から気をつけてということと、痛みが出てから72時間以内に抗ウイルス薬などの投薬治療をしないと後遺症が残りやすいというふうになって、その見出しなんですけれども、なってからでは遅いということで、ハイヒール・モモコさんは自身の病状を公表して、皆さんに予防ワクチンを絶対打ちやと呼びかけているというふうに掲載されていました。1日遅れたということなので、ちなみに、モモコさんは診断が遅れて4日目に投与したということだそうです。

先ほどのご答弁では、ワクチンには一定の予防効果があるものと考えているというご答弁でしたけれども、带状疱疹の症状を予防する効果があるのに、なぜ推奨されないのですか。5072というのをもっとアピールしてはどうでしょう。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）带状疱疹の推奨に関してのおたがしでございますけれども、先ほどお答えしたとおり、予防接種法上の位置づけとしては任意接種となっております。こういったことから、ワクチン接種については積極的な周知や広報は行っていません。

また、特定の疾患だけを取り上げて、症状や治療についての広報もしていません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）带状疱疹、発症したらPHNのほかにも、目にできたらほんまに角膜炎とか、耳にできたら難聴とか、生活の質を著しく損なう、油断できない病気です。高齢者にはワクチン接種は何よりも重要です。

高額な接種費用の負担の軽減のためには、

自治体の助成制度は不可欠と考えます。助成制度を実施している県内市町村や周辺自治体の制度導入の状況は調査されていますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）県内自治体や周辺自治体の状況でございますけれども、県内でいいますと、田辺市、白浜町、みなべ町など1市5町が助成制度を設けています。それから、県外では、本市と隣接している河内長野市や五條市は本市と同様の理由で助成制度は導入しておらず、今後の導入予定もないというところでございます。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）県内では、市としては田辺市ぐらいで、あとはみんな町というような形にはなっているかとは思いますが。

大阪府も奈良県も採用されていないということで、ただ、東京都のほうは半分助成という形で推奨しているので、区とかその他、都内の市町村なんかはどんどんと助成制度を設けているという状況があると思います。

田辺市、市なんですけど、田辺市の制度については調査されていますか、中身を具体的に教えてください。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）田辺市では、対象年齢が65歳、それから、その次に75歳ということで年齢を区切りまして、住民を対象に生ワクチン、不活化ワクチンとも1回4,000円の助成を1人1回限りの条件ということで助成されております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）そうしたら、うちの65歳以上の人口はどれくらいですか。また、65歳の人数、その65歳の年代の帯の人数を教えてください。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）65歳の人口に

つきましては、令和5年8月末現在でございますけれども、65歳以上の方の人口は20,616人。そのうち65歳の方、帯の方ですけれども、841人となっています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）現在、法律上、带状疱疹ワクチンは全額自己負担の任意接種の位置づけということは分かるんですけども、現役世代はまだしも、定年後、年金生活に入られた市民の方々にとっては、もうかなりの高額です。不安に寄り添うという意味においても、国の定期接種が実施されるようになるまでに、たとえ4,000円でも2,000円でも、带状疱疹ワクチン助成に踏み出すことはできないのでしょうか。

50歳以上全員を対象には言いません。せめて65歳になった841人の方々を対象に、単純計算すると、1回4,000円の助成と考えて全員が受けたとしても、予算は336万4,000円となりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）議員おただしの部分については我々も理解をさせていただくんですけども、带状疱疹ワクチン以外にも他の任意接種によるワクチンもございます。これだけを取り上げてというところについては、現在のところはまだ考えておりません。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）任意接種というところが、やっぱり壁があるかなと思います。国も定期接種化で動いているとはいえ、ワクチン費用を負担するかどうか、今のところ検討中ということですけども、結論の見通しというのは立っていないというふうに思います。

定期接種に向けて、国への働きかけを行う予定はありますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）先ほど議員のほうからもお示ししていただきましたように、多くの方が带状疱疹の症状で悩まされているということは私どもも存じております。

先ほども言いました、審議会というのがございまして、ここでの議論がさらに加速するように国や県のほうへは働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）財政的な問題が大きいと思いますので、私たち議員も助成制度の創設や定期接種化を国や県に共々に要望してまいります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、仮称紀見こども園に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）（仮称）紀見こども園についてお答えします。

まず、一点目の、（仮称）紀見こども園事業計画の概要ですが、（仮称）紀見こども園は、紀見保育園、紀見幼稚園、境原幼稚園及び柱本幼稚園の4園を統廃合し、公設公営の幼保連携型認定こども園として、令和7年度の新規開園をめざし、柱本幼稚園跡地に建設を進めるものです。

園舎の構造は鉄骨造2階建て、延床面積は約1,044㎡として実施計画を進めているところで、柱本幼稚園は本年3月に閉園して既に解体工事が完了しており、今年度中には隣接する公園の一部に駐車場造成工事を施工する予定です。令和6年度には園舎の新築工事を行い、令和7年4月開園に向けて計画を進めていきます。

次に、二点目の、新設（仮称）紀見こども園がめざす幼児教育・保育方針についてです

が、当該こども園では、現在公立保育園で提供している丁寧な乳幼児保育、公立幼稚園で提供している少人数ならではの幼児教育の双方のよいところを受け継ぎ、予定定員が63名という小規模園のよさを生かした教育及び保育をめざしています。

子どもの個人差に配慮し、一人ひとりの発達の状況に寄り添った丁寧な保育を行うなど、近隣のたんぼぼ園とも交流を行いながら、公設公営ならではのよさを生かした教育及び保育に取り組む方針です。

次に、三点目の、統廃合に向けての取組みですが、直営のこども園建設は市として初めてのことであり、計画推進に当たっては、幼稚園、保育園、たんぼぼ園の職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めています。

ハード面では、部屋のレイアウトや設備などについて話し合いを重ね、設計に反映させています。ソフト面でも、さきに申し上げた教育及び保育方針の具体的な内容について話し合いを進めており、最終的には、入園希望者に向けた重要事項説明書となる園のしおりを作成するよう検討を進めています。

プロジェクトチームでの議論を通じて、これまで公立園で積み上げてきた経験と知見を生かし、その集大成となるよう取り組んでいきます。

最後に、四点目の、送迎バスについてですが、送迎については保護者に行っていただくのが基本と考えており、(仮称)紀見こども園について送迎バスを運行することは考えていません。

○議長(森下伸吾君) 2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番(板橋真弓君) 紀見こども園については、定員が63名ということで開園するという

運びになっているんですけども、統合する園にいてる職員の数、それが現在何人いて、その全員が異動するのか。また、その職員数で63名の定員、運営は可能でしょうか。

○議長(森下伸吾君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君) 紀見こども園の開園までに退職する職員もいらっしゃるし、また、新たに新規採用する職員もいらっしゃることから、たんぼぼ園との人事交流が今後考えられます。統廃合する時点で当該園にいる正規職員は基本的に全て新しくできるこども園に異動する予定となっています。その人数で、63人が定員となっておりますが、運営できるというふうに見込んでいます。

統合する紀見保育園、紀見幼稚園、境原幼稚園に在籍する正規の職員は合計で27人ということで、内訳に関しましては、保育士が15人、それから幼稚園教諭が8人、調理師が4人ということになっています。このほか会計年度任用職員もいらっしゃるし、パートもいらっしゃるし、その方を含めると13人いらっしゃいますので、早朝・延長保育や土曜保育等に必要に応じて会計年度任用職員を配置したいというふうに今考えております。

以上です。

○議長(森下伸吾君) 2番 板橋君。

○2番(板橋真弓君) 分かりました。

先ほどの内訳としては、保育士15名、幼稚園の教諭が8名ということで、調理師が4名の27名ということなんですけれども、たしかたんぼぼ園とかには看護師もいらっしゃるかなと思うんですけども、新の紀見こども園については看護師というのはいらっしゃらないのでしょうか。

○議長(森下伸吾君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君) 新たにできる(仮称)紀見こども園につきましては、病気に関する子どももお預かりすることになりま

すので、看護師については採用していく予定となっています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）そうしたら、公設公営ならではのよさという特徴というのはどんなところだと考えておられますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）新たにできる公立園につきましては、これまでもそうだったんですけども、他の園で受入れが難しい子どもたちがいらっしゃいます。その方たちの受皿としての役割を果たす必要があるということで、引き続き考えています。

さらに、先ほども言いましたように、医療的なケアが必要な子どもも現在も預かっておりますので、医療面については、たんぼぼ園、紀見保育園それぞれ看護師を配置していく予定でございます。

こういった公設公営の小規模園としての特徴を生かして、たんぼぼ園とも連携しながら、これまでと同様の丁寧な保育をすることで、保護者のニーズに応えていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

新しい園にどのような方が集まるかはちょっと分からないとは思いますが、公立であっても、例えばちょっと身体的に障がいがあったりとか、先ほどもおっしゃっていた医療ケアが必要な園児がいて、保護者が希望したら市としては、もちろんバリアフリーは計画の中には入っているかとは思いますが、バリアフリーなどの、そのときに対応できないことであれば改善する準備があるということの認識でよかったですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）建設時には全てそういった、あらゆる、あらゆると言った

ら語弊もありますけれども、考えられる範囲内で施設の整備を行っていきます。

その中にはこれまでの保育園での課題や、それから、今できているたんぼぼ園の建設したときの課題とか、それをフィードバックして、新たなところにバリアフリー等については反映していきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

プロジェクトチームを立ち上げるということなんですけれども、今現在、プロジェクトチームの検討というのはどんなふうに進んできたんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ハード面とソフト面ということで先ほど答弁させていただいたんですけども、まずハード面からいきますと、(仮称)紀見こども園の整備計画プロジェクトチームというのが令和3年11月に第1回目の会議を開いています。それ以降、これまで12回の会議を重ねてきております。この中では、お隣の五條市のこども園の視察も行くなどしながら、主にハード面についての検討を進めてきています。

会議では、建設担当の部局や建設会社にも同席していただき、協議を行いながら、建物全体の部屋の配置に係る平面図や厨房部分の平面図、設備などに対し、これまでの経験を生かした現場目線での要望を伝えていきます。設計に反映していただくように努めています。

また、会議以外でも打合せを頻繁に行っていて、自分たちの園を自分たちでつくり上げるという気構えで取り組んでいます。

一方、ソフト面でございますけれども、ソフト面につきましては、今年度にプロジェクトチームのソフト部門を立ち上げたところで、これまでに1回の会議を開催しています。今後、公設公営ならではの特徴を生かすことや、

これまで対応してきた、取り組んできた丁寧な保育を継承していくということで、そういったことを意識しながら、園の運営方針の詳細について協議を進めていくというふうの方針を立てております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

ハード面はもうこれから作るということで、働く保育士たちの、動線を生かすとか、いろんな使い勝手のよさとか、現場目線で作っていただけるということで、本当にそれは大事なことだなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、ソフト面なんですけれども、1回目でまだこれからということやと思うんですけども、それぞれ今、違った環境というか、職場が違うと思うので、統合ということですので、なかなか力を合わせるという意味では、よい保育を提供するために力を合わせるという意味でも、人間関係が一番大事なかなというふうに思いますので、そういう人間関係をうまく築いていけるような工夫をお願いしたいと思います。

次に、紀見保育園で、登降園のときに、玄関入ったらすぐにこんなモニターみたいなのがあって、管理システムというのか、誰が来たみたいなのが分かるようなやつが多分あったと思うんですけども、それは今度の新設の紀見こども園でも利用されるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）紀見保育園で現在、令和3年度に保育支援システムというのを導入しています。現在は登降園の管理を中心にそのシステムを運用しています。

このシステムというのは紀見こども園でそのまま移設することが可能で、それを予定しております。登降園の管理のほかに、先生方が行う指導計画や保育日誌の作成、また、保

護者への連絡など、こういったシステムを利用することによって、事務の効率化や保護者の方への利便性向上を図っていくよう検討を進めているところです。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）もうそのシステム自体が入っているということで、小学校にもそんな入ってたらいいのになと、以前ちょっと質問したことがあったんですけども、これからICT化ということで、保育士の負担軽減、人材不足を補うという点でも、ICT化というのはすごく重要やと思うんですけども、導入が急過ぎると私たち世代のベテランの保育士には、かえってそこについていくのに負担がかかるというような可能性もありますので、その点への配慮はお願いしたいと思います。これは答弁いいです。

紀見こども園では幼稚園教諭と保育士が一緒に仕事するようになると思うんです、次。お互いがスムーズに業務を行えるような対策はもう考えておられるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）現在、こども課の中ですけれども、保育士と幼稚園教諭の統括的な役割を担う元保育園長と、園長の主幹と元保育園長の会計年度任用職員を配置しております。ふだんから協力しながら、教育や保育についての連携を深めるよう努めているところです。

また、令和4年度からは幼稚園と保育園で人事異動を行っています。人事交流です。お互いの職場や業務の様子を理解してもらえるように、開園に向けて準備を進めているところです。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

保育士はすごい忙しいので、なかなか交流いうても自分の身を移動させるということは

難しいと思うんですけども、会計年度職員とか元園長先生がつなぎになっていただいているということで、その辺の連携は取れているし、その前に人事異動とかもあるということで、かなり工夫されたなというふうに思いますので、ちょっと安心いたしました。

続いて、最後になります。送迎バスについてということなんですけれども、あそこはやっぱりちょっと土地としては寒い、峠に近いということもありますので、急な坂とかもあって冬場はちょっと凍結が心配やなというふうに思います。送迎ができたらなという保護者の声とかもあるので、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）バスを運行していただけると助かりますという保護者の方も一定いらっしゃると思うんですけども、運転手の人件費やバスの維持管理費用など、そういった経費もかさむことや、バスには事前に保育士の添乗というのが必要となっております。こういった保育士への負担ということも増えることが懸念があります。これまでと同様に、送迎を基本としてバスの運行は考えていないというところです。

また、保護者の方が園に送迎をしていただくということで、保護者からは家庭での子どもの様子、体調、保育のちょっとした悩みを直接担任に伝えていただくことができます。園からはこども園での様子や連絡事項等を直接保護者の方にお伝えできるということなど、担任とコミュニケーションを取りやすいというメリットもあると考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

なかなかバスを維持管理するというのはもう費用もかかることですし、大変やなというふうには思います。メリットも、逆に、交流

というか、先生との接点、送っていったときに子どもを通じていろいろな会話ができるという点では、そのほうがやっぱりいいのかなというふうには思います。

ただ、やっぱり、先ほども何回も言いましたけども、だいたい年に何回かは多分凍結するんちゃうかなという懸念がありますので、もしも凍結の心配があるような場合でしたら、多分、今、紀見保育園とかに送迎に来てはる人やったら、平らなとこやからそんな凍ったりとかはないので、あんまり意識されないうと思うんですけども、そういう凍結の心配があるような場合は、例えば保護者に何かLINEを通じて連絡が入るとか、凍結には十分気をつけてくださいみたいな安全面の配慮をできるような工夫を取っていただければいいなというふうに思います。これは要望です。

よりよい紀見こども園となりますことを要望して、二つ目を終了します。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、保育事業に「こども誰でも通園制度」の創設に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）保育事業に「こども誰でも通園制度」の創設についてお答えします。

この制度の目的は子育て支援の充実につながるものであり、現在行っている一時預かり事業や市内8か所で開設している子育て支援センターなどとともに、未就園児の保護者の育児負担の軽減や孤立化の防止につながる制度であり、子育て世代にとっては利用サービスの選択肢が増え、子育てしやすい社会の実現に寄与するものであると考えています。

一方で、保育現場から見ると、保育士不足などで現状でも業務の負担が大きい中で、新たな子どもを受け入れるために在園児とは別

の対応が必要になるなど、さらに負担が増えるのではないかという懸念があります。

今年度実施されているモデル事業や、こども家庭庁が9月に立ち上げる検討会での議論などについて情報収集を行いながら、年度内に示される予定である本格実施に向けた方針を踏まえ、本市での実施について検討したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）今の答弁によりますと、一時預かりという面では、もう既にいろんなところで一時預かりを開設されているということなんですけれども、子育て支援センターというんですね、の8か所の場所というのは、どこにありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）8か所の内訳でございますけれども、まず、神野々ふれあい会館の2階をお借りさせていただいて、NPO法人がこののほっとルームという子育て支援センターを立ち上げています。

また、ほかは園の中に併設されているんですけれども、あやの台保育園、高野口こども園、すみだこども園、応其こども園、橋本こども園、学文路さつきこども園、香具の実保育園、この8か所が子育て支援センターとして運営していただいております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）8か所も、すごいなと思います。園の中と、あとNPO法人がやっておられるということで、すごく、すごいことやなというふうに思います。

一時預かり事業なんですけれども、その利用状況というのは今どんなものでしょうか。利用者さんの声というのが分かれば教えてほしいです。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）一時預かり事業について、利用状況と利用者の方の声ということで、一時預かり事業、今は一般型というのをやっています。これが市内3か所ということで、あやの台保育園、三石保育園、山田さつきこども園、この3か所で実施しています。

令和4年度の延べ利用児童数は合計で641人となっています。ちなみに、令和3年度では511人、令和2年度では473人、コロナ前の令和元年度では543人ということでございました。利用者数は全体的に見て増加傾向にあるというふうに思われます。

利用者からの声としましては、助かりますという声が一番多いと聞いております。この事業は育児負担の軽減に役立っているというふうに感じております。就労時間が短いため、保育園、こども園に入園させることができずに、定期的に利用している方もいるということで聞いております。

一方で、現場からは、突発的な利用をする子どもはずっと泣いていたり、そういった泣いている子どもがいるために、通常保育とは別で保育をしていかなければならないなど、負担が大きいという声もあります。しかしながら、事前に子どもの様子を聞かせてもらう中で、悩みを相談してくれるときもありますので、この事業をしていてすごくよかったというふうな意見もあります。

園の行事で残念ながらお断りする場面もありましたが、もっとたくさんの園で実施してくれたら利用者は助かるという、そういったお声も聞いております。

なお、(仮称)紀見こども園では、子育て支援センターの開設、先ほどは言いませんでしたけれども、子育て支援センターの開設と、この一時預かり事業（一般型）も実施していきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。紀見こども園でも一般型をやっていくという方向性というのは分かりました。やっぱり利用者の数が増えているということは、ニーズがそれだけあるということだと思います。

こども家庭庁が表したやつなんですけど、図を、画像を見ていただきたいと思います。

モデル事業ということで、イメージとしたら、真ん中のところを見ていただいたら、今現在、入園するにはお仕事に就いていて収入がないと入園できないという、その縛りがなくなって、専業主婦、働いていなくとも定期的に週に1回とか2回とかを時間単位とかでも利用できるというようなものにしていこうという国のほうの動きがあるということで、これが今ちょっとモデル事業なんかで、どういったところに注意していったらいいかというのをやっている最中ではあると思います。

来年度からこれを実施していくという方向になっていくとは思いますが、これについて、橋本市のほうではどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）国の方向性が示されるのがこの秋冬ということで、それを見てからはなるんですけれども、去年も東京のほうに国会陳情に行ったときもありましたように、ゼロ歳から2歳の約6割が未就園児で、孤立しているということもお聞かせいただいております。

そういった中で、全国的に児童虐待などの事件が相次ぐ、そういった中で、地域の間関係も希薄化しているということで、子育て世代の孤立化の防止や育児負担の軽減というのは、この事業を通じてぜひともやっていく、必要なことだと思っています。

現在実施している子育て支援センターや一

時預かり事業などに加えてこの制度が始まるということは、子育て世代の支援をさらに強化していくという面で意味や意義のあることだと考えています。

一方で受皿、受入れ側の体制ということで、国からどういった補助があるかというところとか、今現在は空き定員を利用するというところでモデル事業をやっておるんですけれども、本来、入園希望者というのが年度の途中でも出てきます。この方たちとの不都合が生じないかということが懸念されております。

今やっているモデル事業の結果、また、国の動向を注視しながら、こども誰でも通園制度の実施に向けては検討を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

こども誰でも通園制度、これを来年度からという国の方向と合わせて動いていくということなんですけれども、増設するに当たって、懸念されていると先ほどからもおっしゃってましたし、利用者、それと受け入れる側の保育士の声ということでお聞かせいただいたんですけども、やっぱり保育士、突然やっぱり、あんまり日頃接していない子を預かるといのはかなり神経を使うと思いますし、次に増設という形になると、一時預かりとはちょっと違う、一時預かりでも人員の不足も懸念されるんですけれども、それが週に1から2、定期的にちゃんと受け入れるとなると、保育士の成り手不足、人手不足なんかがやっぱり問題になってくるのかなというふうに考えます。

そういう精神的な負担、保育士の精神的な負担も含めて、国のほうでは労働環境という点で、配置基準の改善なんかを抱き合わせて言うたら語弊があるんですけれども、そういう配置基準も見直すし、あと保育者の処遇

も改善するからこども誰でも通園制度を実施しようというような、そういう動きが国のほうにあるということで、もうずっと以前から、もう前のこども課長からもいろいろ伺っていたんですけども、社会保障と税の一体改革というところの、そのときから積み残されている1歳児と4・5歳児の職員配置基準なんですけども、1歳児は6対1から5対1に、4・5歳児は30対1から25対1というふうに、あと、民間の給与動向を踏まえた保育士の処遇改善なんかを検討しているという、具体的にはそういうことなんですけれども、今年度のモデル事業を受けて、また改善した点とかを考慮した上で来年度から全面実施というふうな方向に向いていると思うのですが、本市としてその点はどのようにお考えでしょうか。配置基準とか処遇改善という点、教えてください。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）国の中でも処遇改善の議論をされていることは非常に喜ばしいことだと思っています。

ただ、現在、本市におきましても、例えばゼロ歳児は3人に1人、1歳児は国の基準よりもさらに加配をして4人に1人、それから2歳児は6人に1人ということで国の配置基準、それから4・5歳児は30人に1人やったかな、国よりも既にもう昭和の時代から加配を重点的にしているというところに本市のほうは特色があります。

それを各全ての保育園でそれをお願いして、その分の助成制度を設けてお願いしているというところなんです。国では本市の加配基準に追いついていただけるようお願いしたいというふうに思っています。

さらに、保育現場ではやはり賃金の処遇改善というのが課題となっています。国のほうで大幅な処遇改善を行っていただくことで、

新たな保育士の成り手、それが子育てに対する情熱を持った新たな大学生といますか、新たな方の雇用が創出されるものと思っています。そうすることで、橋本市内の保育がさらに充実することを、国の議論の中で成立することを希望しております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）橋本市のほうがもう先を行っているということで、今回ちょっとしか改善されへんかったら、もう何のこっちゃという話で、本当にその部分においてはやっぱり国とのずれというか、があるなというふうに、今のご答弁を聞いて思いました。

やっぱり橋本市独自といますか、そこがすごく手厚いところではあると思うんですけども、加配をもう既にやっているというようなどころではすごいことやと思うんですけど、その分そんだけの負担がかかっているにもかかわらず処遇がなかなか改善されないというところは本当に、これから本当に強化していかないといけないようなところやなというふうに思いました。

先ほど利用者さんの声ということで、それは保護者さんは何ぼでももっと増やしてほしいとか、ニーズがたくさんあるかと思うんですけども、実際に保育士の現場の声というのは、なかなか接しておられるこども課の職員であったり園の元先生であったりとかということで声は上がってくるかと思うんですけども、実際に本当にどの部分がもう大変だという生の声をアンケート等で、もう特に保育士、保護者の声ではなくて保育士の声を吸い上げるというか、今ほんまに紀見こども園の準備とかで、なかなかそれこそ時間はないかと思うんですけども、やっぱり今後のために、国へ働きかけをするにしても、やっぱり現場の声、橋本市独自でこのところをもうもっと強化してほしいんやというよ

うなところがあれば、なおさらもっと子ども、橋本市の子育て世代、それから子どもたちにとってはすごいプラスになることだと思いますので、時期はいつとは言いませんけれども、そういう保育士のアンケートというか、そういうことを実施するというようなことは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）今後、令和7年度に向けて職員の異動とかもあります。そこら辺につきましては皆さん、在職者の意向もごございますので、アンケート調査といえますか面談といえますか、そういったものを通じて意見を吸い上げていきたいと思えます。

日頃からは、現場の声としては、園長がこども課長に、それからまた、先ほど言いました、現場から来ていただいている先生のところにも直接、要望とか困っていることを、ぶつけていると言うたらおかしいですけども、要望しておりますので、常にこども課は保育園と一体として、寄り添った形で進めているというふうには思っております。

アンケートにつきましては、面接か紙かはちょっと分かりませんが、必ずやっていきたいというふうには思っています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。ぜひとも知恵と工夫で、よりよい幼児教育・保育環境、また、より一層、子どもを産み育てる若い世代が子育てしやすい橋本市をめざしていただくことを要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩をいたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）皆さん、おはようございます。許可を頂きましたので発言させていただきます。初めての一般質問であります。

まず、今、議会に登壇させていただいることに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。先輩議員や市長、そして、市幹部の多くの皆さまからご指導いただきながら、ここへこぎ着けました。せっかく上がらせていただきましたので、精いっぱい頑張っていきたいと思えます。

少し自己紹介させてください。橋本高校から筑波大学、筑波大学から松下電器のシステムエンジニアを経験しました。現在は伝統工芸師、紀州へら竿の職人です。ユニークな経歴やと言われる私ですが、先輩議員の経歴を聞いていると、これもなかなかユニークであると安心しております。

さて、今回の一般質問、へら竿ちゃんかという考えのお方もいらっしゃると思いますが、今回は市民の方から問合せがあった件について質問させていただきたいと思えます。

朝、交差点で児童の登校の見守りをしていましたら、保護者の方から、うちの孫、中学校に入っていきなり自転車でこけてん、あそこ狭過ぎるわ、車危ないのをよけてこけた、あそこ何十年もどうなってんのよというお話でございました。

それでどうなったん。いや、田んぼへひっくり返って擦り傷だけやけど、構えへんけど、ということでしたんですけども、そのやり取りがきっかけで、一つ目の質問に入っていきたいと思えます。

通告に従い一般質問します。

一つ目、通学路の安全対策について。通学路の安全対策について、さらなる対策ができないものか、お伺いします。

1、交通安全プログラムでは何件の危険箇所がありますか。また、対策済みの危険箇所は何件ありますか。

2、対策がまだ済んでいない危険箇所については、そこでカラーリングや交差点前の小さい段差を整備することによって、歩行者や自転車の通行帯を確保するよう対策を講じる必要があると考えますが、市はどのようにお考えですか。

二つ目です。私は防災士でもあるんですが、さきの土曜日、HUGと言われる避難所運営ゲーム、風水害編というのを伊都橋本防災士の会で集まってやったんです。これは最新バージョンだったので、リアルにいろいろな避難者がゲーム上で避難してこられます。例えば、ご高齢の方、車椅子の方、微熱がある、それから高熱があって咳もされている、感染症ちやうかなど。それから、透析の必要があるんですと、いろんな方がゲーム上で避難してこられます。

それらの方をうまく避難所を運営してくださいねというゲームなんですけど、非常にためになります。例えば、1年1組はトイレに一番近いんで、咳がある方もここでいいんちやうかと。大きな体育館では感染症の危険があるでしょうと。そういったことを相談しながら進めていくゲームでした。

二つ目の質問は、まさにその避難のときに、支援を必要とされる方は登録してくださいねと。そして、避難計画をつくりましょうといった取組みについての質問です。

それでは、二つ目です。避難行動要支援者リスト、個別避難計画について。災害が発生しやすい近年において、要支援者リスト、個別避難計画の作成は、防災として重要であり

ます。よって、下記事項についてお尋ねします。

1、要支援者リストについて、本来登録対象となる人数、申込書を発送した人数と、現在登録している人数をお伺いします。

2、市民の安全を守るという観点から、もっと登録しやすいような取組みを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

3、市民同士では個々対象者の健康状態を聞きにくい状況にあります。個人情報ということもあり、個別避難計画ができていかない状況にあると考えます。リスト作成について橋本市のさらに前向きな取組みを求めますが、どう対策するおつもりか、お尋ねします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の質問項目1、通学路の安全対策に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）通学路の安全対策についてお答えします。

まず、橋本市では、児童生徒の通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、橋本市通学路交通安全プログラムを策定しています。市内の中学校区を五つのグループに分け、それぞれ2年に1回、危険箇所の合同点検を実施しています。

この合同点検は、効率的・効果的に行うため、橋本市通学路安全推進会議において重点課題を設定し、教育関係者、道路管理者、交通安全管理者等が参加しています。

一点目の、交通安全プログラムの危険箇所報告の件数についてですが、令和4年度までの当該プログラムに掲載の要対策箇所件数は計126か所です。そのうち対策済みの箇所は本年3月末時点で99か所です。

なお、この件数には、同じ箇所でも路面標示や看板設置など複数の対応が求められる場合

も1件とカウントしています。

二点目の、危険箇所の対策については、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置などのハード対策や、交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて、教育関係者や道路管理者に加え、交通安全管理者である警察署、青少年育成関係者などで組織した橋本市通学路安全推進会議において、カラーリングや段差整備などの具体的な実施メニューを検討しています。

対策実施後には効果の把握等も行い、必要な場合は対策内容の改善や充実を図っているところです。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。対策に大きな工事が必要であったり、狭いところを広げていったら、いくら予算があっても足りないのではという事情もありながら、個別に状況を把握して検討してくれているといった悩ましい状況がうかがえます。

再質問です。

他府県では、歩道が整備されていない箇所で歩行者の通路を明示し安全を確保するため、外側線の外側を緑色などカラーリングの対策を行っています。橋本市においては通学路にどのような対策を考えておられますか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）お答えいたします。

橋本市においても、令和3年度の交通安全プログラムで取り上げられていた市道矢倉脇柱本線の紀見峠駅付近から光陽台までの市道において、外側線に併せてグリーンラインを昨年実施しました。

今後も橋本市通学路安全推進会議において、効果がある箇所があれば、他の手法も含めて

実施の検討をいたします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。既にいただいている箇所もあるということでお答えいただきました。ぱっと見て、子どもが通ると分かりますので、もっと採用していただけたらいいのになと思いました。

それと、再質問です。幅員が狭い道路にはガードパイプやポストコーンさえ設けられないことは理解できます。そうすると、児童生徒や歩行者への安全には、自動車のスピードを抑えてもらうことが必須となります。例えば道路上に小さな段差、ハンプ、直訳するとコブですけども、ハンプと呼ばれる凸部を設置する対策もあるかと思います。これについてはどのようにお考えでしょう。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）道路上の段差、ハンプは主に生活道路に設置され、車両の速度を落として周囲への注意を促すことが目的となります。事故の減少化や自動車の速度抑制に対する効果は非常に大きいと考えています。

しかし、その反面では、オートバイや自転車等がハンプに気づかなかった場合、転倒によって運転者が傷害を追うおそれもありますし、車両通行時の騒音や振動といったこともあります。また、ドライバーへの衝撃負担も生じることから、基本的には、近隣の住民のご理解が得られなければ、実施は難しい対策かなと考えております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）私の母校で、このハンプとかで結構対策、クランクを設置したり、たくさんしているところがありまして、効果はあるんだけど、実際はちょっと実施に踏み切れないということも理解できる答弁でありました。

再質問です。通学路への交通安全対策には

このようなハード面の整備のほか、ソフト面の対策についても必要と考えます。児童生徒の注意喚起については、どのような啓発をされていますか、教えてください。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 議員のおただしにお答えします。

本市では、例えば小学校1年生については、入学後に授業の一コマを活用し、橋本市交通指導委員会、橋本警察署等による交通安全教室の歩行指導を行っています。また、登下校時にはPTA活動による保護者の見守りや声かけ、青少年育成市民会議の皆さんを中心とした地域の皆さま方にボランティアで児童生徒の安全を見守っていただくなど、長年のお世話とご協力を頂いているところです。

○議長（森下伸吾君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君） 危険箇所については、答弁いただいたように合同点検などたくさんの対策をされていますが、最後に、橋本市として、児童生徒へのより安全な通学路の対策に向け、今後どのように取り組んでいかれるのか、展望を伺います。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 議員のおただしにお答えします。

通学路の状況は常に変化していることから、児童生徒への危険を見落とさないよう、引き続きこれまでの取組みを継続して実施していく必要があります。今後も関係機関と連携し、危険箇所の洗い出しを行い、実施した対策の効果検証も行っていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君） 橋本市通学路交通安全プログラムにおいて取り上げられた対策必要箇所について、関係箇所が集まって合同点検をはじめ検討の上、対策を講じてくださっているのはよく分かりました。

また、聞き取りの中では、例えば1か所だけ狭い道路を広げてほしいという要望があったとして、もし広げると今度は車側のスピードがより乗ってしまい、また別の危険が発生してしまうだろうといった、悩みながら検討いただいている様子もお伺いしました。

しかし、一般市民の方にはこのご苦労がなかなか伝わっていないのが現状と思います。完全な安全対策は難しいと考えますが、児童生徒の命に代えられるものはありません。今後も効果の検証や必要な追加対策などを実施していただきながら、市内の児童生徒が安心して通学できる環境をつくってほしいと思います。

丁寧な答弁ありがとうございました。これで一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目2、避難行動要支援者リスト、個別避難計画に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（廣畑 浩君）登壇〕

○危機管理監（廣畑 浩君） 避難行動要支援者リスト、個別避難計画についてお答えします。

まず、本市の場合、災害時要配慮者登録台帳が議員おただしの避難行動要支援者リストに当たりますので、本市の災害時要配慮者登録制度を基にお答えします。

本市では、住民基本台帳に登録されており1人で避難することが難しい方を災害時要配慮者とし、台帳を作成しています。

一点目の、台帳登録の対象についてですが、要介護3から5の認定を受けている方が974人、身体障害者手帳1級・2級、下肢・体幹・移動機能障害3級を有する方が1,410人、療育手帳のA1・A2を有する方が169人、人工呼吸器、在宅酸素・吸引器などを使用している難病患者で和歌山県から情報提供のあった方

が374人で、延べ2,927人となります。その他、日中独居を含む独居の高齢者やその他支援が必要と思われる方も対象としています。

また、令和4年度から、災害時要配慮者登録制度について広く周知するため、介護保険負担割合証の送付に併せて、申込書の記入方法を記載した本登録制度のパンフレットを同封しており、本年7月の送付数は3,980通となっています。

なお、本市の登録制度は希望された方のみが登録する手挙げ制としており、本年8月30日現在、登録者数は1,247人です。

次に、二点目の、本登録制度への登録の取組みについては、前述のパンフレットによる周知のほか、自主防災会への啓発講座、民生委員・児童委員、区長理事会での会議などにおいて制度の周知に努めています。

また、市ホームページへの記載とともに、本年10月の「広報はしもと」にも、本登録制度に関する記事の掲載を予定しています。

次に、三点目の、個別避難計画の取組みへの対策についてですが、庁内における防災と福祉の連携を進めるため、令和3年度から、福祉部局と危機管理室にて月に1回程度の勉強会を実施しています。今年度は、実際に個別避難計画の作成や支援等の経験者をサポーターとして派遣する内閣府のピアサポート制度を活用し、9月から助言を受けることとしています。

個別避難計画の策定には、要配慮者本人、家族、地域の方、自主防災組織、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉事業者など、関係者との調整会議を複数回必要とし、その計画が要配慮者本人の状況に沿った実効性のあるものにするには、多くの時間とマンパワーを必要としますが、関係者と丁寧に調整しながら取り組んでいきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問

ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

3,980通の申請書を発送して1,247人ですから、30%ぐらいかなというふうに思ったんですけども、登録するしないはご自分が判断されるということでもあります。

橋本市としては単にパーセントを100%めざして全員登録しようよということではなくて、内容として、差し迫った危険、それから困難が予測できる、私困るわという方と、ハザードエリアでもないし家族もいるしという方は状況が違うので、私この質問をしたときに、あんまり進んでないのかなという認識をしていたんですけども、当局の答弁のほう为正しいなと思って、ちょっと認識を修正しました。それでいいのかなと思います。

再質問は一つです。災害時要配慮者登録制度の登録者は1,247人と答弁を頂きました。中で、水害などハザードエリアにお住まいの方で個別避難計画の作成が必要な方は何人おられますか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）ただ今のご質問にお答えします。

当該制度の登録者数は、先ほども申しましたけれども、1,247人です。このうちハザードエリア内にお住まいで自ら個別避難計画の作成を求めておられる方は114人でございます。

市としましては今後とも、要介護度3以上の方であるとか一定の障がいのある方などで、優先度合いの高い方から順に個別避難計画を作成してまいりたいというふうに、このように思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）しっかり吟味して対応してくださっていると思います。

とはいっても、実際に支援するのはご近所とか地域の方なので、そこは、市民の方は登録したら市役所が来てくれるんだという勘違いをしないような、表現は難しいんですけども、おられるかもしれない。ここの表現が難しいですけども、表現、周知をお願いしたいと思います。

再質問です。ご答弁にありました個別避難計画の作成や支援等の経験者を派遣する内閣府のピアサポーター制度とはどのような制度なのか、詳しく教えてください。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ピアサポーター制度のおただしですけれども、令和3年に災害対策基本法が改正されて、障がい者の方や高齢者など自ら避難することが困難な人に対する個別避難計画の作成が、市町村の努力義務となっています。

内閣府では、市町村の取組みを個別に後押しし、取組みの加速化を図るとともに、制度の一層の定着を図る観点から、これまで実際に個別避難計画を作成した経験のある職員をサポートとして自治体に派遣し、個別避難計画を作成する上での課題を解決するための助言やヒントを提供するなど支援を行うことで、自治体の取組みを後押しするという事業です。本市におきましては、高知県の職員の派遣をさせていただいておるところです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。橋本市も大きな災害に見舞われ、検証や地域ごとの課題を取りまとめる中、個別避難計画についても進めてくれていることが分かりました。年々ひどくなる気候に課題は増える傾向にありますが、引き続き市民の安心と安全をめざし、取り組んでほしいと願います。

これで質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の一般質問は終わりました。

順番9、14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。

同じ会派の田中議員の一般質問、本当に落ち着いて、優しく丁寧にされておりました。もう見習うべき点が多々あるかと思っておりますので、また終わりましたら会派室でレクチャーしてもらいたいと思っております。

9月に入りまして、サマーボールも無事終わりました。私の利用しているSNSでは、9月はじめには花火の写真がたくさん載っておりました。今ちょうど、そのSNSを見ますと、九度山町の芸術祭の準備作業の写真がたくさん載っております。

振り返ってみますと、昨年、私は芸術祭を橋本市で開催したいなというふうな質問もさせていただきましたが、まさに九度山町、やっているなというふうに思います。

ちょうどこれから柿のシーズンです。それから1か月半ほど芸術祭をされて、観光客も来られて、柿も売れてばっちりやなというふうな気もしますが、そんなことで、隣の町としても少し応援しながら、羨ましく思いながら見つめていきたいというふうに思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、壇上からの質問とさせていただきます。

一つ目、農業政策について。本市の農業政策全般についてお伺いします。

一つ、農業振興条例の各種補助施策の実績について。

二つ目、その他の主な農業施策について。

大きな二つ目として、高齢者支援について。

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障がいの有無等に関わりなく、誰もが安心して生き生きと暮らしていける地域共生社会の実現に向け、共に見守り支え合う地

域づくり、地域福祉サービスの基盤づくり、地域福祉の担い手づくりを推進する必要があります。今回は高齢者支援を中心にお伺いいたします。

一つ、買物支援の取組み状況について。

二つ目、見守り支援の取組み状況について。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。明快なご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の質問項目1、農業政策に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）農業政策についてお答えします。

一点目の、農業振興条例の各種補助施策の実績ですが、本市の農業振興条例は、農業及び農村が抱える課題が複合化していることに鑑み、農業及び農村の振興に関する施策の基本方針や支援施策を定めることにより、本市の地域特色を生かして安定した地域農業が確立できるよう支援することを目的に、令和3年4月に施行されました。

令和4年度の農業振興条例関連補助金の実績ですが、和歌山県が実施する日本一の果樹産地づくり事業補助金と次世代野菜花き産地づくり事業補助金の活用を促して生産体制の強化等を支援するため、県事業で採択された農業者に対して上乗せで補助する事業として、紀州てまり等産地化事業が10農業者に対して183万9,033円、スマート農業等導入事業が2事業者に対して13万6,000円を交付しました。

果樹共済などの掛金のうち掛け捨て部分の一部を補助する収入保険・果樹共済加入事業補助金では、199農業者に対して307万7,182円を交付しました。

農地活用を促すため農地中間管理事業を活用して5年以上の利用権設定をされた農業者

に一反当たり2万円の補助金を交付する農地集積推進事業では、5農業者に対して60万円を交付しました。

和歌山県の防護柵等設置支援事業の要件を満たすことができない農業者を支援するため、橋本市独自の制度としての有害鳥獣被害対策事業で、6農業者に対して18万2,235円を交付しました。

農業者が自ら生産した農産物の付加価値を高めた加工品にするため、その加工施設の設置を支援する事業としての農産物加工設備導入事業では、1件、31万7,075円を交付しました。

なお、農業振興条例関連補助金は全部で13の補助事業がありますが、残る七つの事業である、第二のふるさと橋本づくり事業、中心経営体基盤強化事業、担い手育成事業、農業法人化事業、高収益作物導入事業、橋本金メダル農産物作成事業、橋本農産物おとりよせ窓口設置事業では、活用する農業者がいまませんでした。

予算に対する執行額としましては、令和3年度が2,570万円の予算に対して705万9,206円の執行額、令和4年度は2,400万円の予算に対して執行額は615万1,525円となっています。

農業振興条例に関連する補助事業が活用されなかった理由としましては、補助事業の周知が十分に図れていなかったことや農業者のニーズを的確につかめていなかったためではないかと考えています。

そこで、令和6年度に向けて、農業者が活用しやすい補助事業になるよう制度の見直しを検討していると同時に、市から送付する通知書やJA広報紙に折り込みチラシを同封したり、窓口に来庁される農業者にチラシを配布して説明するなど、制度周知にも力を入れています。

次に、二点目の、その他の主な農業施策に

ついてですが、一つ目は、新規就農者や担い手に対する支援です。

新規就農者への支援としては、国の事業である農業次世代人材投資資金や経営開始資金、経営発展支援事業を活用して、経営が不安定な就農直後の所得確保や経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援しています。

また、農業経験のない就農希望者には、JAのトレーニングセンター等での研修を後押しする就農準備資金を活用してもらい、研修後の新規就農を支援しています。

担い手への支援としては、農業経営が不利な中山間地域の農業を支援するため中山間地域等直接支払事業や、地域環境に優しい農業を実施するグループに対して環境保全型農業直接支払事業、水田で野菜などを栽培して販売する農業者に対して水田活用の直接支払事業、米粉など需要に応じた生産による収入確保を後押しする新規需要米事業などで、取組みを支援しています。多面的機能支払い事業では、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援しています。

次に、二つ目として、農業者の販路開拓や販路拡大の支援です。

近年、農産物の販売単価が非常に安くなっており、農業経営を苦しめています。そこで、農産物等インターネット販売促進事業や橋本ふるさと便事業を活用することで、農業者が自ら生産した農産物に自分で値段をつけて販売したり、インターネット販売を活用することで販路を全国に広げるとともに、1人でも多くのリピーターをつくってもらえるように支援しています。

農業者の売上げや所得向上を支援することで、農業という職業に魅力を感じてもらい、農業が増えることが、本市で農業を営むことを魅力に感じてもらえ、新規就農の場とし

て選んでもらえることにもつながると考えています。

また、農産物販売促進事業として、都市部を中心に販売活動を実施しています。特に、南海電気鉄道なんば駅では、南海沿線マルシェを本年も3回実施する予定で、本市特産品の柿や鶏卵、産地化をめざしている高野山麓精進野菜を販売することで、橋本市産農産物の販売やPRにも力を入れているところです。

三つ目として、鳥獣害対策支援です。

鳥獣の侵入防止対策として、2戸以上の農業者がグループを組み設置する防護柵等に対して、県では農産物鳥獣害防止総合対策事業を実施しており、県事業では対象とならない1戸の農業者が設置する防護柵等の購入者に対して、市独自の補助事業として有害鳥獣対策事業やわな等設置支援事業により支援しています。

また、新規狩猟免許の取得支援などを通じて、継続的に鳥獣被害防止施策にも取り組んでいます。

次に、四つ目として、病虫害防除対策です。

本市では病虫害防除対策を推進しており、和歌山県やJAと連携して、桃、スモモ、梅、桜等のバラ科樹木に被害をもたらすクビアカツヤカミキリの早期発見に努めるとともに、被害拡大を抑止するために、伐採やネット被覆などの防除対策を講じています。

しかしながら、クビアカツヤカミキリ被害状況が拡大していることもあり、特別警戒調査を前期は6月に実施、後期は10月に予定しています。また、カメムシにおいても、定期的に被害果調査等を実施しています。

次に、五つ目として、林業振興です。

林業経営の効率化や管理の適正化を図ることを目的として、森林環境譲与税を活用して意向調査を実施するとともに、本市で取れた間伐材を木製玩具やベンチに加工し、4・5

か月児健診で配布したり公共施設等へ設置することで、木材に対する親しみや木の文化への理解を深める取組みを実施しています。

また、倒木等の危険防止や、生活道路に隣接する小規模森林等を整備する森林所有者に、小規模森林整備事業によって管理費を補助することで、林地周辺の安全確保に取り組んでいます。

最後に、六つ目として、農地集積等による農地の流動化です。

本市では令和2年に、実質化された人・農地プランを策定・公表し、農地中間管理機構に指定された和歌山県農業公社や農業委員会を中心に農地の集積に取り組んでおり、中間管理事業を活用し、かつ一定の条件を満たした借手には、農業振興条例による補助金を交付しています。

しかしながら、平たん地域では流動化が進んでいるものの、中山間地域では条件不利地を引き受ける担い手不足などの課題があり、農地の集積がなかなか進んでいません。

今般、農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが法定化され、今後、市が地域計画を策定することとなりました。この地域計画は従来のプランとは異なり、10年後にめざす農地利用の姿を地図に示すことになるため、策定の過程で、農地1筆ごとに農業者の利用意向などの情報が地図上で見える化されます。

この情報を計画の協議の場で、農業者、行政機関、農業団体などと共有することにより、規模拡大を志向する農業者にとって利用意向が見えにくかった農地を、1筆ごとに借手が決めやすくなると考えています。

地域計画では、農地の借手について、副業的な経営体などが従来の人・農地プランよりも幅広く位置づけられるため、小さい農地を含め、活用の可能性が広がると考えています。

今後は、新制度の特徴を活用しながら計画策定を支援し、農地利用の効率化・高度化を促進し、借手となる地域における担い手の育成に努め、中山間地域の活性化に積極的に取り組み、農地の有効活用を図りながら農地の流動化に取り組んでまいります。

このように、本市では、国や県の補助事業等を活用するとともに、橋本市独自の農業施策を実施することで、農業者を支援する農業施策を展開しています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）詳しく丁寧な説明、ありがとうございます。

今回、農業施策全般ということで質問をさせていただきましたのは、私、本当に、今ほんまにこの地域農業の転換期、一番厳しい時期に来ているのかなということで、橋本市の農業施策全般を説明いただいたと思います。

最初にですけれども、農業振興条例の補助事業についての説明を頂きました。私はこの農業振興条例、すばらしい条例であるというふうに感じております。

そこで、ご質問させていただきます。

答弁のあった農業振興条例の実績。私個人的には非常に厳しい実績なんじゃないのかなというふうに捉えております。幾つか実績がゼロまたは少ない補助金項目もありますけれども、その中で見てみますと、担い手育成事業、また、高収益作物導入事業、これらの補助金項目、どちらかといえば、この農業振興条例の本当に目玉になる補助金項目であると思います。また、これからの農業を継続する上で、担い手対策、そして高収益、非常に重要な補助金項目であると思いませんか。

例えば、担い手育成事業。補助金項目だけをつくって、何か育成の施策に注力、された

と思いますが、令和3年、令和4年続けて、2年連続執行額がゼロであったということでもありますけれども、なぜこういう重要な項目をなしにして、そして、新たな項目を増やしていく、その辺、なぜ入れ替えたのか、ご説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おただしの担い手育成事業、具体的なことを申し上げますと、経験豊富な指導農業士、ベテラン農業者及びその所属する団体が、就農開始より概ね5か年以内の新規就農者を研修することに対する指導に対して補助するというような制度です。

もう一つ、高収益作物導入事業については、農業者が新たに農地の借用または取得をして、もしくは栽培品目を展開して行く、指定果実、高野山麓精進野菜等の市が推奨する農産物の栽培にというようなところでございます。

壇上でも申し上げましたが、制度の周知というのが個々農家に十分周知できていなかったこと、また、この制度の使い方というのを具体的に、農家の方、それから新規に就農を考えておられるという方に伝えられてなかったということが原因であると、そんなふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）そうしたら、これらの項目というのは重要な項目であったということには変わらないと思うんですけども、その辺やっぱり施策の展開の仕方、その辺をやっぱり工夫していく必要があるんじゃないかなと思います。

もうすぐに、実績がゼロやったので補助金項目をなしにするというよりは、重要な項目はやっぱり粘り強く継続して取り組む必要があるのかなというふうに思います。

では、質問を変えます。

中期総合計画、今、後期の中期総合計画を立てていると思うんですけども、そこに、農業のところ「施策を通じて実現したいまちの姿」というのが書かれております。

読んでみますと、「本市の農林水産物が橋本ブランドとして広く支持・認知され、農家の平均所得が向上しています。女性や高齢者を含め意欲ある農業者が活躍できる状態となっているとともに、休耕地や耕作放棄地の増加が抑制され、地産地消に対する市民の認知が広がりを見せています」というふうに示されています。

これを見てみますと、農家の方ともよく話をするんですけど、農家の方はこういうことを言われるんです。これを、この将来像、実現したいまちの姿を読んでみても、将来の橋本市の農業像、未来予想図が全然見えてこない。実現するために考えられている主な施策はどのようなものか、もう少し分かりやすく、橋本市は将来どのような農業をめざしているのかということの説明してほしいというふうな声も結構聞きます。いかがですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）長期総合計画に書かせていただいた「施策を通じて実現したいまちの姿」というのは、今ある課題を何とか少しでも解決をしながら、こういう状態に持っていくのが理想だ、現実そこをめざすというようなことで書かせていただいたところです。

ただ、議員がおただしの具体的なというところにおいては、農業経営というのは、専業、兼業、果樹、野菜などの状況によって環境が本当に一変するというのもあって、簡単には表しにくいというふうには思っています。

ただ、地域の中核となって、将来の地域農業を牽引してくれる意欲的な農業者が一人で

も多くなってもらえるよう農業施策を考えているというのが、私たちのこれからの農業の将来像をめざすというところだというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）日本の農業において、中山間地というのは耕地面積の約4割というのを占めています。本市も非常に中山間地の多い地域であることはもう言うまでもないことです。

そこで、まずは生産基盤整備について質問させていただきます。本市の近年の土地改良、圃場整備、農用地開発、この農業生産基盤の整備状況や成果、実績についてお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）市において過去に実施した圃場整備の状況ですが、昭和42年から平成29年度にかけて10地区において実施しております。合わせて104.8haを整備して、総事業費は約21億3,000万円です。耕地面積が1,350ha、令和4年度末の数字でございますが、実施率でいいますと約7.7%という数字になります。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）平成4年からと言われましたか。令和4年からの実績ですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）昭和42年から平成29年にかけての実績です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ということは、約50年間の実績ですよ。この50年間で104ha、多いと見るか少ないと見るか、これは皆さん個人それぞれかと思えますけれども、その点、これからの中山間地における農業振興に大きく影響してくる数字であるのかなというふうに思います。

その中で、橋本市の農地全体の何%ぐらいになるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）農地全体の面積が、耕地面積が1,350haですので、圃場整備をしたところが104.8haでございますので、約7.7%という数字になります。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）中山間地域というのは、もう皆さんご存じのように、農業条件が厳しいということでもあります。本当に急な斜面で作業する、そういう大変な作業が伴ってくる。

そういう環境の中で、やはり地域を挙げての集落営農というウエートを高めていく必要があると。個人個人で作業をするにはなかなか厳しいということから、そういう集落営農のウエートを高めていく必要があるということであるのかなと思います。

ここで、中山間地が多い本市ですけども、やはり土地改良、圃場整備を中心とした基盤整備というのは必要、私は非常に重要な施策だと思いますけど、どのように感じていますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）農業をする上において、田畑への進入路であるとか水の確保であるとか、そういったことも含めた基盤整備というのは必ず必要だし、重要なものだと認識しております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）さて、圃場整備が104haということなんですけども、そこで、一点ちょっとお聞きしたいんですけども、これからの農業を考えたときに、人・農地プラン、地域計画ということの答弁も頂きましたけども、農地の集積率というのが非常に重要なポイントを占めてくると思います。

以前質問させていただいた令和3年9月の一般質問においては、農地の集積率は令和2

年度末で7%。ちなみに、近隣のかつらぎ町は31%、九度山町が8%ということであったかと思えます。この辺の集積率、現在、直近の数字はどのようになっているのか、教えてくださいたいと思います。

ただ、令和5年の国の方針は集積率80%です。全国の今の集積率の平均が59.5%。80%に引き上げて、地域計画、しっかりとした将来の未来予想図、農業像をつくっていかうということの中で、全国では59.5%という実績に今なっております。

先ほどの部長の説明を聞きますと、これからの橋本市の地域の農業像をつくっていきたいというふうなご答弁やったんですけども、これからじゃ駄目だと思うんです、もう今やっとなあかんと思えます。橋本市の集積率、数字、ご答弁お願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）令和4年度末における農地の集積率は9.8%でございます。本市においては、比較的地価の高い幹線道路沿いとか平野部の農地というのが財産的所有傾向が強く、山間地では永年作物である果樹園が多いため、そういった集積がなかなか進みにくい状況にあるということ認識しています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）だから、9%と。でも、全国ではいろんな箇所があって59.5%なんですよね。いろいろ事情があるから9%で、地域農業が生き残っていけるのかということ考えると、非常に厳しい数字かなというふうに私は思っております。

地域計画ですけども、地域計画を立てる上で基準というのがあるのかなと思えます。地域計画の基準。あえて言いますと、農林水産省令で定める基準というのは五つ。一つは生産する主な農畜産物はどういうものなのか、

農用地等の利用の方針はどういう方針を立てているのか、担い手に対する農用地の集積に関する目標はどういう設定をしているのか、また、農用地の集団化・集約化に関する目標、また、それらの目標を達成するための取るべき措置、それらの基準を作らなければならないというふうになっております。この基準はクリアされていますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今、議員おただしの基準については、本市においてはクリアできていないというふうに思っています。

ただ、地域計画というのは、令和3年2月に実質化した人・農地プランを策定したところでございますが、令和4年4月に国の農業経営基盤強化促進法が改正されたことで、令和7年3月末までに地域農業の意向を取りまとめた地域計画を本市において新たに作成する必要があります。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）であるがゆえに、やはりこの数字というのは本当に厳しい状況であるということは認識していただきたいというふうに思います。

どの職業もそうなんですけども、やっぱり働きやすさ、これが大事なのかなと思えます。働きにくい職業というのはなかなか長続きしません。就農されても3分の1の方は農業を続けることができないというふうな数字もあります。

そこでお聞きしたいんですけども、農業振興地域整備計画という計画があります。これはやはり、農業をする上で非常に基本となる農地の計画であると思えます。概ね10年先を見据えて市町村が定める公的な計画で、都道府県知事と協議が必要となっております。

本市は平成4年、10年、そして平成24年度を最後に、見直し、変更をされておられません。

この人・農地プラン地域計画という非常に重要な、今の地域農業の転換期、これらの施策を進めているこの今の時期に見直しをされていない。これはどういうことなんですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員ご指摘のとおりでして、旧橋本市、旧高野口町でそれぞれ策定された農業振興地域整備計画は、合併後、平成24年9月に変更しましたが、それ以降、見直しがきちりとされてないというのが現状でございます。

ただ、その一つの理由として、見直しを図っていく2年目においては、農振農用地の除外申請の受付が全くできなくなるという、そういったこともあり、今いろいろ、見直しを図るとなると、いろいろ計画に対する予算等も伴ってきますので、財政部局とも協議をしながら取り組んでいくという考えで、現時点ではおります。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）先ほど地域計画の基準をクリアしているかという質問をさせていただきましたけども、その中で人・農地プランの実質化は一応出来上がって、地域計画に法定化されたという段階であると思います。

その中で、その基準をクリアされたという中でですけども、せめて本市においての、例えば農地中間管理機構をどういうふうに使っていくのか、活用していくのかという方針とか、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）当然、農業委員会等で、高齢、それから次の、後を担ってくれる世代がないというようなことで、転用等が非常に目立っているような状況が今なお継続しています。

そういった中で、地域の方で病気等で農業ができないというようなことの相談が農業委

員にあった場合には、まずは農林振興課、それからJA担当、それから県の機関等を通じて、何とか農業を継続するというような状況をつくっていくこと、なおかつ、そういった新たに農地等を持って耕作する意欲があるという、そういった方とマッチングするということが非常に重要だと思って、そういう方針で取り組んでいるところです。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）あとちょっとまとめて、時間も時間なので聞かせてもらいます。

あと本市の中で、基盤整備事業の取組み方針。それからまた、多様な経営体、先ほどありました担い手等の育成方針、それらについての方針というのはどういうふうに行われているんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）基盤整備については建設部局とも一緒に取り組んでいるんですが、まずは、農家の方からの相談の窓口としては経済推進部農林振興課でお聞きして、何らかの課題等を解決するようにつないでいくのが私たちの大事な役割だというふうに考えています。

あと、担い手育成については、過去、平成28年には担い手育成総合支援協議会というのがございましたが、今現在は農業再生協議会に統合して、その中で今後のいろんな課題、それから、新たな担い手育成も含めた情報共有を図りながら支援しているという、そういった状況でございます。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）南出議員の今までの質問で、私、国に従うことはないとも思っています。現状の農業で、これ以上農地を広げて、本当に橋本市の農業ができるのか。圃場整備しても、現状植えてくれるのは柿なんです。

柿って8年かかるんですよね。

そういう中で、僕は橋本市の農業は橋本市で考えたらええというふうに思っています。やっぱり優良農地をどうやって守っていくのよということを視点において、もう中山間のほうは恐らくもう耕作放棄地が変わっていくでしょうし、そこを圃場整備したところで、もう高速道路、京奈和自動車道とかそういう開発が終わった今、これから土を、今までただでもらうてたやつを今度は有償で入れてくるというふうになると、逆に莫大な費用がかかってくると思いますし、そこまで農業を広げていく必要はないかなと。もっと重点的に取り組むところをしっかりと決めてやっていく。

やっぱり後継者がいない、担い手をこれからどうやってつくっていくんやという部分では、農地の集積とか法人化とか、そういうところは必要やと思いますけども、全て国に従って、そういう大きなものを造るということではないと思います。橋本市の農業はこうするんやというのを、やはりしっかりと進めていくことかなと。

そして、私、農業振興条例のメニューって、この間、農林振興課に言うてあるんですけど、こんな分りにくいものじゃなくて、もっと具体的に農家の人に分かりやすいような施策を書けという話を今してて、そういうふうに進めていくほうがいいのかと。

ふるさと便もやっていますし、インターネット販売も取り組んでいます。要は、農家の所得をいかに上げていくかということを考えないと農家はやってくれない、生活に苦しむような農業はやってくれないというふうに思っています。

私と南出議員、国の制度というのはやはり農業の、例えば新潟の米どころとかそういうところを中心につくられているところもありますし、国の方針では有機栽培を8割に増や

せと、そんなことがこの橋本市でできるわけがない。そんなできないことに力を入れる必要は僕はないかなというふうにも思います。

ただ、農業振興というのは大事なことなので、これからしっかりと目標を定めて、橋本市の農業はこういうふうに進めていくというようにところに力を入れていけばいいのかなというふうにも思います。

なかなか、今までできなかったことを今お金をかけてやる効果ってそんなに上がらないと思いますし、なかなか後継者づくりというのも難しいのが現状で、例えば、もう農地の中に、今、機械がないとやってくれへんの、その辺の部分について、農地の中に道を入れるとか、そういうようなところの機械化農業がさらに進むような、そういう取組みをしていくということのほうが私は大事なかなというふうに思っておりますので、なかなか私はあんまり、国が進めている部分については、あまり橋本市としてやるメリットがないのかなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）今、市長から答弁いただきましたけど、私、何も今以上にこの橋本市、農業の耕作面積を増やそうと言うものではありません。どれだけ優良農地を造るか、どれだけ働きやすい農地を造るかという話をしとるわけです。

だから、国と同じような施策を進めるとか進めてないとかという話をしとるものではありません。例えばの話で、国が59.5%の集積率がありますよというお話をしただけのことです。例えば、和歌山県では30%の集積率があります。それで、本市の9%が高いのか低いのか、それは橋本市が考えることです。

ただ、農地中間管理機構の活用方針、また、基盤整備事業の取組方針、どの自治体も立て

て当たり前なんです、方針は。これはどこの自治体でも取組方針というのは立てて当たり前で、その方針に乗って自治体の、例えば今回でしたら地域農業の農業施策を展開していく、それが当たり前なことなんです。

です、これ今まで以上に耕作地を増やそうとかという話ではなくて、いかに耕作放棄地を減らすのか、そして優良農地を増やすのかという話をさせていただいております。

そこで、ご質問させていただきます。

それこそ優良農地ですよ。圃場整備事業、中間管理機構関連型というのがございます。これは地元負担なしなんです。この圃場整備を進めるために、農業者宛てに、農業者の負担なしで優良農地が造れる。耕作面積は減りますよ。減りますけども、地元負担なしで、耕作者負担なしでこういう事業を取り組むことができる。これらのことを農業者宛てに周知されていますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）近畿農政局等から情報が届いています。ただし、本当に短期間の中で200ページにもわたるような要綱等が送られてきて、それを担当者が把握して周知するというのに、言い訳にはなりますが、期間というのが本当にないということで、情報発信ができてない事業もございます。

いずれにしても、先ほど市長が申しあげましたが、国が考えているというところと本市が置かれているというような状況というのが本当に違うという中で、全国の市長会からも、地域それぞれの実情を踏まえた上で、十分な話合いの時間を持った上でいろんな農業施策に取り組んでほしいと国へも要望しているところですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）では、何ページもある

さかいに、よう読んでなかったんで周知はできてなかったということかなと理解しましたけども、でも、やっぱり農業者の方に得なこういう事業を教えないと、農地は優良農地にならないんです。その結果、9%なんです。

基本的に、市長と考えておることは、私、一緒です。地域農業は地域で考える。しかし、国の施策を活用して地域農業を考える、それが当たり前じゃないですか。そういうことをやっぱりしっかりと地道に取り組んでいってこそ、数字が上がってくるんじゃないかと私は思います。

今日は高野山麓精進野菜も話したかったんですけども、時間が時間ですので、地域農業について、農業施策についてはこれぐらいにさせていただきたいと思っておりますけども、地方自治法でもありますように、やっぱり自治体の一番の存在意義というのはそこに住む人々の生活を支えることやということは、もう皆さんご存じだと思います。

今、必死で農家の方が、もっと圃場整備に取り組んでほしいよと言うとるわけなんです。その相談事に答えたってください。若い、30代、40代の子が、もっと作りやすい農地に変えてほしいよ、だから、この中間管理機構の農業者負担なしのこういうのも使いたいよと、やっぱりそういう声を聞いてあげてほしい。そういうことをお願いしたいと思っております。

高野山麓精進野菜はまた次回にします、今回の農業政策については、ちょっと中途半端に終わりましたが、以上にさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、高齢者支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）高齢者支援に

ついてお答えします。

地域共生社会は制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会の実現をめざすものです。

高齢化が進み、若年層が減っていく中、地域における支え合いの仕組みづくりを住民や関係機関と共に考え、取り組んでいくことが重要と考えています。

一点目の、買物支援の取組み状況についてですが、地域住民が主体となって活動している第2層協議体から提案された、民間の移動スーパーを招致する取組みが、学文路地区、恋野地区と、本年6月からは山田地区にも広がっています。

高野口地区の第2層協議体では、市が無償で貸与する車両を使って、買物支援をはじめとする移動支援を実施するための準備をしているところです。また、社会福祉法人の社会貢献として、法人所有車両の空いた時間を使って住民グループをスーパーへ送迎する取組みが、地域住民、社会福祉法人と社会福祉協議会との協働で始まっています。

買物支援として市全体で事業化しているものはありませんが、生活支援体制整備事業の中で、地域主体の取組みを一緒に考えながら支援しているところです。

二点目の、見守り支援の取組み状況については、進学や就職等を契機に若年層の転出が増加した結果、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が増えています。市の取組みとしては、民生委員による訪問活動や高齢者配食サービス見守り事業、緊急通報装置を設置する安全生活支援サービス、乳酸菌飲料を配布する際に声かけを行う愛の一声運動とともに、

地域ふれあいサロン等の通いの場も見守り活動の一環となっています。

このような行政が行うサービスとともに、離れて住む親族が定期的に高齢者の安否確認をすることや近隣住民による近所付き合いが最も基本の見守りと言えます。ご近所付き合いに行政が関与することは難しいですが、地域の地域コミュニティの中で市民一人ひとりがお互いさまの寛容な気持ちを今よりも少し持つことが、地域共生社会の実現に向けた第一歩と考えています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。時間の都合もありますので、二つ三つだけ質問させていただきます。

やはり買物支援、地域住民がやっぱりしっかりと取り組んでいかなければならないということは、それはそのとおりだと思います。そんな中で、やっぱり採算性も効率性もなかなか合わなければ、民間業者もなかなか参入してくれないというのもまた現状かと思います。

そういう中で行政が、民間事業者、また、地域住民の方とどのようにしてこの買物支援を展開していくかというところの基本的なスタンス、この辺ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）高齢化が進む中でやはり、独り暮らしや高齢者のみの家庭が増えていることについては、喫緊の課題というふうには考えています。

今、そんな中では、民間事業者が地域の声を酌んでいただいて、例えば河南地域や山田地域のように、地域がそういったお店を開く場所の設定をしていただくことで、民間事業

者がスムーズにその地域に入っていけるということで、こういった、地域とともに民間事業者が参入できるような仕組みというのは、どんどんこういったものを広げていきたいと思っています。また、民間事業者も今現在ある車両を有効活用することで、さらなる収益につながっていくと思っています。

現在そういった買物支援、それからまた一部のスーパーでは、幾ら幾ら以上を買っていただくで無料でお宅まで配達しますよということで、第2層協議体ではこういったスーパーの取組み、また、民間事業者の地域への派遣の取組みとかもご紹介しながら、その家庭がどの選択をするか、また、その地域がどの選択をするかというのをいろいろご議論していただいております。

現在、それに対しての市からの金銭的な補助とかそういうのは今やっておりますけれども、民間事業者が企業努力で仕入れを抑え、僅かですけれども、配達の手間賃としてちょっと価格に転嫁させていただいて、今、一生懸命、民間事業者と共に頑張っているということで、こういったことをどんどん進めていく。

また、社会福祉法人が、法律の中で地域貢献ということがうたわれております。現在1か所だけですけれども、どんどんどんどん市内の社会福祉法人にもお声がけをさせていただいて、地域の、その法人のご近所の方をスーパーとかに連れていってもらえたらということで、こちらを進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

あと、見守り対策、これについても前回は質問をたくさんさせていただきました。前向きに取り組むというふうな答弁も前回、大分

頂きましたけども、この辺の進捗状況、また次回ご答弁をお願いしたいと思います。

本日はこれで質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時2分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番10、15番 辻本君。

[15番（辻本 勉君）登壇]

○15番（辻本 勉君）午後一番で一般質問を行います。できるだけ眠たくならんうちに終わりたいと思っています。よろしくお願ひします。

めっきり朝晩は涼しくなりました、私も2階で寝ておりました、ずっとエアコンを入れとったんですけども、つい最近はまだエアコンなしで網戸にして、半分ぐらいはもう網戸にして寝てるんですけども、そしたら寒なってきました、夜中に寒いで気づいてあれしてたら、何か寝冷えしたみたいで、そこへ昨日、議場へ半袖で来たと思ったら寒かったんで、もうちょっと風邪ぎみかなと思ってるんですけども、皆さんも寝冷えをしないように、体調には十分注意してください。

一般質問、昨日と今日の午前中ということで、新人議員3人のうちの2名の話をお聞かせいただきました。なかなか立派な一般質問やったかなと思っていますけども、これからはよく勉強させていただいて、さらにすばらしい一般質問をしてもらえたらいいかなと。

別に4番議員さんにプレッシャーをかけているわけではないんですけども、最後なので頑張ってください。お願いしておきます。

私ももう20年になりますので、最初に一般質問をしたことを思い浮かべていました。私、最初にしたのは、橋本東保育園というのが地元にありますので、もともと保育園というのは親の送迎ということになっていたんですけども、橋本東保育園はかなり園児がたくさんおりました。前に都市計画道路原田小峰台線がありまして、車の量も多いということなんですけども、送迎用の駐車場が、保護者の駐車場がなかったんです。それを議員になって最初の一般質問でやらせていただきました。

当局からもいい返事を頂いて、送迎はやっぱり安全にやってもらわないかんとということで、ほかにもあったんですけども、まず東のほうからやろうということで、私、当局と一緒に地主さんをお願いに行きまして、安く貸していただくことができまして、すぐに駐車場ができました。今もありますけども、今は保育園はないんですけども、ずっと使っています。

そういうことで、大きなこと、市政に関する大きな問題もそうですけども、市民の小さな要望にも応えながら、できることは速やかにやってもらえるように頑張ってもらえたらいいかなと、このように思っています。

今回、一つだけの一般質問なので、始めていきたいと思えます。本市の空き家の状況とその活用等についてであります。

昨今、全国的に高齢化の進展と核家族化、それに伴う高齢者だけの世帯により空き家が急激に増加しています。私の地元のほうなんかでもそうなんですけども、今までおったお年寄り、最近顔見いひんなということで、ほんで周りの人に聞いたら、いや、亡くなられたとかね。ほんで、施設に入られた、老人福祉施設に入られたとか、そういう方がたくさんおられます。

亡くなられてもコロナの関係で家族葬にな

って、看板も上がらないんで、地元においても分らないのです。空き家になって初めて、最近見れへんなということで分かるんで、今回はその空き家についての質問になっています。

空き家が増えることによって、やはりその地域の環境の悪化といえますか、にもなつてきますし、後へ入ってこなかったらもう人口減少にもつながっていきます。全国的にはそうですね、本市も例外ではありません。

今般、国はこのことを大きな問題と捉え、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正いたしました。本市の重要施策の一つである移住定住促進の観点からも、何らかの早急な対策が必要です。よって、以下の質問をいたします。

一つ、本市の現状について。空き家の実態と空き家バンク登録数。

二つ目、空家等対策の推進に関する特別措置法について、今回の一部改正内容についてお尋ねしたい。なぜ空き家が増えていくのか。解体しない。これはやっぱり税制上の問題が大きにあるのではないかなと考えております。

三つ目は、移住定住促進に鑑みた今後の本市の取組みについて。

四つ目、空き家の増加と老朽化による環境悪化及び治安維持等について、当局のお考えをお尋ねいたします。

壇上での質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君の質問、本市の空き家の状況とその活用等に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）本市の空き家の状況とその活用等についてお答えします。

一点目の、本市の空き家の現状等については、本年8月31日時点で本市が把握して

いる空き家数は1,316件で、このうち周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等は232件となっています。これまでに334件の特定空家等の所有者等に対し助言や指導等を行い、108件が状態改善に至っています。

また、空き家バンク登録数については、県が運営するわかやま空き家バンクと本市の空家バンク制度を合わせて、これまでに111件の登録があり、このうち88件が売買または賃貸の契約に至っています。

二点目の、空家等対策の推進に関する特別措置法の主な改正内容についてですが、まず一つ目は、空き家の活用促進に関する改正です。再建築に必要な建築基準法上の道路要件を満たさない空き家でも、安全確保等の前提条件を満たせば再建築できるようになります。

二つ目は、法の対象となる空き家等の定義の拡大です。これまでは、市町村が助言または指導、勧告、命令、行政代執行できる空き家等の対象は、特定空家等と定義づけされた、倒壊等著しく危険または衛生上著しく有害等の状態にある空き家等に限られていましたが、放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家等を新たに管理不全空家等と定義し、これに該当する空き家等の所有者等に対しても助言または指導勧告をできるようになります。

三つ目は、代執行の円滑化です。これまでは代執行に至るまでに助言または指導、勧告、命令を行う必要がありましたが、災害その他の非常時において緊急的な措置が必要なときは、命令等を行わず緊急代執行できるようになります。

次に、四点目の、空き家の増加と老朽化による環境や治安への影響についてですが、空き家等や特定空家等が増加すれば、周辺の住民に危害を及ぼすだけでなく、通学路や災害時に避難経路が確保できなくなる可能性があるほか、動物や害虫の繁殖、雑草の問題など

多くの問題の発生が懸念されます。

本市では、空き家になってからの対応では間に合わないことから、現在、空き家対策に加えて空き家の発生を予防する取組みを試験的に進めており、令和4、5年度において、橋本市空家発生予防プロジェクトとして、城山台連合自治会、岸上区、嵯峨谷区の三つの地区において、実態調査、意向調査、出前講座など、区または自治会でできる発生予防の取組みモデルの構築に取り組んでいます。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）最後に、三点目の、移住定住促進に鑑みた今後の取組みについてですが、現在、空き家を探している市外の方が多いのが本市の空家バンクに関するホームページを閲覧しています。令和5年度中、空家バンクに関するページの中で特に売買物件に関するページの閲覧数が多く、1か月の間に2,150回開かれており、このうち85%は市外からの閲覧です。本市のホームページの各ページの中でも閲覧数が多く、空き家への注目が集まっていることがうかがえます。

また、移住をワンストップで対応するため、移住コンシェルジュを通して、空き家の問合せに対し、窓口や電話対応に加え、内覧希望者へは、まち案内も兼ねて空き家の案内も行っています。

今後も引き続き空家バンク制度を活用し、空き家をご自身でリノベーションされている方や店舗として活用されている方の紹介など、ホームページを通じ情報発信を行い、橋本市空家移住応援補助金など各種制度の周知により、移住定住促進に取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

構、ここ何年かでむちゃくちゃ高なつとる。

それもあるし、税の問題があるわけでしょう。上家を潰すとその家の固定資産税がかなり、4倍とか6倍とか何かかなり上がるという話が出ると思うんですけども、その辺があるでしょう。

そやから空き家を、できれば、何というか、治安上の問題、美観上からいうても、やっぱし古なってきた空き家というのはもう解体してもらおう。なかなかリフォームはでけへんと思うので、解体してもらおうということになるかと思うんですが、その辺、そういう法律的な問題というのはクリアできへんのかな。

今回の改正の中ではそういうのはないのかな。

この間、報道では、空き家を相続しないでそのまま放ついたら固定資産税を上げるといような中身の話はちらっと聞いているんやけど、ほな解体したら、どないなるんよと。固定資産税が上がってしもうたら、それは解体せえへんわな。何も行政からも指導していけへんたら、潰すのに金がかかるわ、潰したら土地の固定資産税が上がるわやったら、なかなか潰せへんわな、みんな。二の足を踏むわな。

せやから、空き家をどないかせいよという話しとるんやったら、ほんならもう美観上から悪いんやったら早いこと、危険性もあるし潰せというんやったら、潰すのに何か補助金を出してやるとか税制を優遇してやるとか、何らかの方法がなかったらなかなかしないでしょう。その辺については何か考えていることはあるんかな。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今回の法の改正のところの大きなテーマは、壇上でも申し上げましたとおり、空き家の活用促進と空き家の定義の拡大と空き家の代執行の円滑化というところが大きなポイントで、税制をどうする

とかいうようなところは改正の項目にはうたわれておりません。

ただ、議員おただしのように、このまま放置される空き家は今後さらに増えていくといような状況になると考えておきまして、その要因の一つとしては、民法の改正というのが挙げられると思います。

これまで相続した土地・建物を相続放棄しても、他に相続し管理する者がいなければ相続放棄した人に管理責任が課せられ、これが相続放棄を抑制していましたが、民法の改正によって、その物件を占有していなければ相続放棄後の管理義務が課せられないといようなところから、これまで以上に相続放棄される空き家が増えていくのかなといような懸念があります。

これら全て、後手後手に対応していくと、代執行などをする、やむを得なくそうするところになってきて、財政的な負担も大きくなっていくので、空き家を空き家にさせない、空き家を発生させないといところが非常に重要なおところかなと思っておきまして、先ほどもちょっと答弁にも触れさせていただいたんですけど、令和4年度から橋本市空家発生予防プロジェクトとして3地区ピックアップして、試験的に空き家の発生を抑制するための取組みはどうしたらいいかということ、住民を交えながら協議しておるところでございまして、そういうところも踏まえて、今後そのモデル地区のところを市全体に広めるようなことができればなといところで、今、検討しているところでございます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）法律が変わったのでいろいろと範囲が広がるとるんですけども、行政代執行の絡みでいくと、橋本市は、僕の記憶では、橋本高校の下の1件ぐらいしか今までなかったんです。確かないと思うんやけど、

今後はやはり、そういう行政代執行をせんなんとこころが増えてくる可能性というのは大いにあるんじゃないかなと思うんやけど、これ、しやすなったというか、行政代執行もしやすくなるとるんじゃないかなと思うんやけど、その辺は、今の段階でやっぱり考えられるところはあるんですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）特定空家、周辺に悪影響を及ぼす空き家のところで、空き家の所有者に対して、まずは助言というところから始まって、その次、指導、勧告、命令、その後行政代執行という形になるんですけど、議員おただしのとおり、行政代執行まで至ったケースは1件だけ、橋本高校のところで、高校の通学路にもなっているところの空き家で、風が吹くとぎいぎいぎい音が出て、今にも倒れそうなところで、というところで行政代執行を行いました。

そのときは命令すべき相手を確知することができなかったのが、命令というところを飛ばして代執行を行ったんですけど、市内で今まで勧告まで、命令の手前の勧告まで至ったケースが2件あります。そのうち1件が代執行、もう1件は命令と違って勧告、勧告したことによって対策を行っていただきました。

そういうふうなところで、勧告を行ったところが2件、今後、代執行を予定しているところの案件は今のところございません。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）できるだけ早急に、橋本高校の下については、あれ台風で屋根が飛んでしまうし、もともと危険性があったんで早急にやってもらったんやけど、あれも相続を全部放棄されて、相続する方はなかったということだったので、これからやっぱりそういう古い家というのは、やはり相続放棄する人がどんどん増えてくるんじゃないかなと、

税金の関係があるので。その辺も含めた中でやっぱり考えていかんと大変やと思うんです。

法律が変わったので、もっとどんどん勧告とかいろいろしていったほうがええと思うんですけども、特に、環境が悪なってくるというか、四つ目のほうも一緒に、これ同じ建設部なので一緒に質問しますけども、動物の問題とか害虫の問題や雑草の問題というのは大きく影響してくるので、そやからこれに対して、もうできるだけ注意勧告していくというのか、そういうことをやっていかんといかんのかなと思うんです、積極的に。

それと、今、令和4年、5年度に空家発生予防プロジェクトということで3地区やってくれておるんですけども、4年、5年度、5年度はもう何か月か過ぎたんですけども、令和4年度からやっているということは、この3地区で何か実績というか、モデルの構築に取り組んどるんやけども、どのぐらい進んどるんかな。

もう、5年度でまとめらなあかんでしょう、ちゃんと、せなあかんでしょう。4年度でどんな話をして、どういうふうなまとまりを持つのか、ちょっと教えてください。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）試験的に行っている3地区のモデル地区の現状でございますが、地区地区によって空き家の抱えとる問題というのがおのおの違うところはあるんですけど、まず所有者の意向調査というところを行っております。このおうちを将来どうしていくのか、今持たれとる方が将来亡くなったらこの家屋はどうなるのかというところの意向調査を行うとともに、出前講座といまして、住民に空き家の仕組みであったり今行っている空き家の対策の取組み、相談窓口を開設してあるとか、利活用で空家バンクに登録することによって80%以上の成約率もあるというよ

うなところのPRと、今後の空き家の対策はどうしていくのかというところの出前講座も含めて、モデル地区で話を進めている最中で、具体的にこの地区をどうしていこうというところまでの結論まではまだ至っておりません。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）今後増える可能性は大いにあるんですけども、空き家を増やさない取組みというのはこれから大事になってくるんやけども、家というのは住まんと何ぼでも傷んできますよね。

前に市営住宅のときに質問させてもらったけど、空いたらできるだけ早いこと改修して入ってもらえよと言わせてもらったんですけども、こういう市内の空き家についても、やはりできるだけ注意しておいて、何か移住者を入れていくというか、家としてやっぱり使えるうちに、使われへんようになったらもう早いこと解体してもらええし、そういう方策を考えていったらええし、使えるんやったら使える間にどない活用してもらおうかということを考えていかんと駄目でしょう。

空家バンクに登録しとるというけども、それだけではなかなか、はっきり言うて進んでいかないというのが現状やと思うんですけども、今後その辺についての取組みというのは考えておられるのか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）空家バンクに登録されている物件をより早く、何というんですか、必要としている方に情報提供することも最も大事だと思いますし、また、そういった方が仮に空き家に暮らしてみようかなというような、そういった補助金も本市ではございますし、また、空家バンクに登録されている物件を移住される方が購入されるための補助金等も本市にはございます。

そういった制度もしっかりと周知しながら、

今、議員おただしのとおり、できるだけ空き家としての期間が短くなるような、そういった取組みを建設部局と連携しながら進めていきたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）この辺のところは3番のところなので、経済推進部があれなんですけども、そうしたら、その経済推進部に聞きたいんやけども、空き家お試し暮らし応援補助金とあるんですが、これ実績、一応言うてももらいたいんですが、そんな多くないでしょう。

平成30年度から令和8年度が、この間の交付実績というのはもうは確かに少ないですし、橋本市空き家移住応援補助金、これについてもそんなむちゃくちゃ多いとは言われへんですけども、この辺が増えてこんことには、なかなか定住移住促進を進めとって、なかなかもう大規模開発は橋本市はもうやってないから、いっぺんに人口が増えるわけじゃないので、だから、この辺のところを活用した中で人を増やしていく。

僕らいつも、人を増やそうと思ったら、ちゃんとした家をあれして、リフォームなんかしてでも貸して、近く、かつらぎ町や五條市や河内長野市や住んでもらえるようにせよという話をしとるんやけど、その辺からいうたら、もっとこの辺のところをもっと充実せんとあかんのかなと思うんやけど、その辺はどうですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、先ほど私が説明させていただいた橋本市空き家お試し暮らし応援補助金という実績ですが、平成30年度から令和4年度間で5件の33万9,000円。もう一点、橋本市空き家移住応援補助金というのが令和5年度から令和4年度間で10件、180万円となっています。

移住相談等を大阪、それから東京等でもする中で、橋本市をめざして相談される方の数というのが非常に多くなってきていて、その方たちの相談のやはり第一というのが住む場所、空き家等がないでしょうかという問合せが非常に内容も濃く多くなっています。

もちろん働く場所ということもあるんですが、移住等を相談される方、リフォーム等がスムーズに行っている例とかを紹介したり、また、そういった、移住を求められている方のいろんな協議をする場とかという中に、空き家というのをテーマにして開催させていただいて、どういったことを望んでおられるのかというようなこともしっかり経済推進部としてもつかんで、建設部局と協議をしたいと、そんなふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

これから大変大事な問題になりますので、建設部と経済推進部、ちょっと頑張っていたら、橋本市内、結構空き家はあるので、やっぱりきれいなまちづくり、古い家が汚いとは言えへんねんけど、古うてもきれいな、レトロなきれいな町屋があるので、そういうものを全部さらにしてというんじゃないし、そういうものをうまくきれいにして、きれいなまちづくりとか、そういうことのためにも空き家をきちっと利用して活用していくのか、そういうことにちょっと力を入れてもらうたらいいかなと思います。

昨日、駅前のお話も出ていましたけども、駅前のほうにも結構、空き家があるんです。もうそんな放つといたったら、かわいそうなのか、ほんまに駅前のほうでもう空き家がいっぱいあったらだめでしょう。

ほんで駅下がりでもう2軒ほど、3軒ほど空いとるんか、空いとるところもあるので、やっぱりもうちょっと、嵯峨谷とか郡部へ行

くのもええんやけども、駅前、駅のほうとか橋本高校の下のほうとか、あの辺も含めて中心のほうをもうちょっと、空き家がないように利活用して、リフォームしてでも使えるように。ほんでそれをやっぱり空家バンクでちゃんとやっていくというようなことを考えていってもらえたら、まちな活性化するのではないかなと思いますので、今後に期待をしておきたいなと思います。

最後になったんですけども、空き家の関係でいきますと、私も古佐田のところに1軒、ちょっと不動産屋に当たったところがあったので、同級生の実家なんですけど、あったので、そこを不動産にちょっと話をしとったんですけども、橋本高校の生徒ってよそから来てくれる生徒もおるんで、その家をちょっと、何というか、一部改造してシェアハウスみたいにして、橋本高校の生徒に下宿してもらったらどうやという提案もしたことあるんですけども、この間、新聞に載つとったんですけども、上富田町のほうなんですけれども、熊野高校の高校生のリーダークラブというのは、もともとから私も青少年健全育成をやっとるんですけども、熊野高校のリーダー部というのはもともとから地域へ入って、お年寄りの安否確認とかお年寄りの話し相手になったりしていろいろ活動しとるんですけども、その子どもたちが今度は熊野高校の寮、空き家を活用して熊野高校生の寮にしようということで、進めてやっとるんです。

そんな例もあるので、空き家を改修して熊野高校の女子寮にしているというところもあるので、もっと、いろんな意味で言うたら、そういう若い人の力とか考え方も活用して、橋本市には橋本高校という高校がありますし、その下のほうにも空き家がいっぱいあると思うので、やっぱりその子らの意見を聞きながら、同じようにやって、一緒にやって

いけたら一番いいのかなと思うので、その辺も含めて、建設部と経済推進部をお願いしておきたいと思います。

終わります。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君の一般質問は終わりました。

順番11、10番 垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）どうも、いつもありがとうございます。ちょっと10分ぐらい休憩を頂けるのかと思ったら、引き続き私の順番になってしまいました。

今回は4項目質問させていただくんですけども、今回は全て市民から私に質問されたことを、今回、一般質問させていただきたいと思います。

まず、一点目、紀見地区公民館新築工事の施工業者について。

旧紀見小・中学校跡地に建設中の紀見地区公民館、郷土資料館新築工事を落札した浅川組が共同企業体として施工した那智勝浦町と串本町を結ぶトンネル工事で、施工不良と県への偽装報告があったと報道されました。この件について、橋本市としての浅川組に対する対応をお聞かせください。

2、自然災害時の市民の避難場所、避難方法について。

最近、全国で線状降水帯が発生し、予測も立たないような激しい雨による災害や台風による災害など、報道でよく見ることがあります。橋本市でも6月2日に線状降水帯が発生し、35か所の避難所に62世帯、132人の方が避難されたと聞いていますが、市民の方からは、家でいてるのが怖くて、近くの学校に避難に行ったら閉まっていたというお叱りを受けました。

そこで伺いますが、なぜ災害時に学校を避難所として開放しなかったのですか。ま

た、独り住まいの高齢者の避難方法はどのようにお考えですか。

3、橋本市の将来の学校給食について。

最近ではコオロギなどの昆虫が未来の食材としてメディアで取り上げられ、昆虫食ブームの様相を示しています。昨年では徳島の高校でコオロギパウダーを使ったコロッケが提供され注目されましたが、子どもにコオロギを出すのは何事だと批判が殺到し、学校、教育委員会、コオロギパウダーを作ったメーカーにまで問合せが来るという事態となったようです。今後、橋本市の学校給食に、このような昆虫食を食材に使う可能性はあるのか、お答えください。

4、9月から始まるコロナワクチン接種について。

第5類になった新型コロナウイルス感染予防のワクチン接種対象者、種類を教えてください。

明確な答弁、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君の質問項目1、紀見地区公民館新築工事の施工業者に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）紀見地区公民館新築工事の施工業者についてお答えします。

公民館・郷土資料館建設工事の受注者である株式会社浅川組が、和歌山県発注の道路改良工事において、施工不良及び出来形関係の書類の改ざんがあったという報道が本年7月27日にありました。

本市発注工事の施工が適正に行われていることを改めて確認するため、報道のあった翌日に工事受注者である株式会社浅川組に対して、当該時点までの施工管理に関する資料を設計監理業務の受注者に提出するよう指示するとともに、同設計監理者に対して工事監理

報告書の提出を求めました。

まず、設計監理者より7月31日付で工事監理報告書の提出があり、当該時点において、施工上必要とされる段階毎での立会確認等は適正に行われており、品質、出来高管理上の問題はないとの報告を受けています。

また、8月2日には工事受注者に対して、今後の施工に関する管理体制のさらなる強化を指示し、工事受注者からは今後の管理体制の強化策として、本社からの技術検査者を派遣し、定期的な工程内検査を実施することで、さらなる品質管理の向上につなげていくとの報告を受けています。

以上のことを踏まえて、現段階での施工については適正であると判断した上で、今後も引き続き適正な施工がなされるよう市として監理を行ってまいります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

適切な施工がされるよう市として監理を行うとの答弁ですが、市としての監理はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）お答えします。

工事監理については、これまでも本市監督員が必要とされる立会確認等を行ってきました。また、適切な施工体制がなされているかについても定期的に調査を実施しております。

今後の工事監理については、より一層注視して、適正な施工がなされるように努めてまいりたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

そうしたら、和歌山県は当該工事施工者に対してどのような措置を行っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今のご質問にお答えいたします。

当該工事に関しましては、それはトンネルの件だと思うんですけども、和歌山県の発注工事でございますので、和歌山県が本年令和5年7月26日付で共同企業体（JV）として工事を請け負った本市公民館施工事業の受注者であります浅川組を含めた2者に対しまして6か月の指名停止を行っているというところで聞いております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

では、本市として、措置はどのように考えていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）事故及び不正行為等が発生した場合、本市での措置といたしましては、市で定める建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準及び建設工事等の適正な履行の確保に係る入札参加回避基準というのがございますので、これに基づきまして、指名停止措置及び指名回避を行うということになっておりますことから、市といたしましては現在、国また県の措置状況、当該施工業者に関する情報について注視しているところであります。

なお、当該施工業者に対しまして、今後、国または県などにおきまして新たな措置や処分が行われた場合は、本市が定める、先ほど申しました入札参加停止基準などにのっとり、橋本市入札参加業者選定審査会において、指名停止措置等を検討することとなります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

では、総務課としてどのような対応をされましたか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）総務課といたしましては、このような基準にのっとった対応という形になってこようかと思えます。

対応といたしましては、橋本市入札参加業者選定審査会を開催いたしまして、審査会に和歌山県の対応状況など現状の報告を行うとともに、建設部局をはじめとした関係各課との情報共有などの連携に努めることとしています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

そうしたら、当該施工者の対応はどのようなものでしたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）先ほど建設部局からの説明もあったところなんですけれども、当該事業者、浅川組に関しましては、現在本市が発注している工事において、今後改ざん等の事象がないよう繰り返し総務課からも求め、伝えるとともに、本市発注工事の品質確保についても十分対応する旨を当方からは確認しておるといところでございます。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

市民から問合せあつてから、また先日ですか、9月9日ですか、土曜日、またヤフーニュースで、実際30cm厚みがなかったらあかんトンネル工事、施工業者のトンネル工事が、8割がもう基準を満たしてなかったということで、またヤフーニュースに出ておりました。

先日から、何というんですか、私が心配しとるのは大手車メーカー、車メーカーというか中古車メーカーですか、ああいった業者もそういうこと、不正というたらいいんですか、そういうこともあったので、会社としてやっぱり、この会社の体質というのがどうなのか

というのがものすごく心配になって、うちが建ててもろっている紀見地区公民館、部門、部署は違うか分かりませんが、この報道があつてから私とこに市民からも、ほんまに大丈夫かという電話と、ほんで、議員全員でちゃんと現場に行つて、工事ができているか確認してくれと。

なぜ、このような大きな工事を1業者に任せたのか、あと、こういった大きな事業をするのであれば、やはり橋本市の事業者、1社に任すんじゃないかと、僕も入札制度って詳しくちょっと分からないんですけども、1社に任すん違つて、ここはあんたどこ、あんたどことか、ここは入札、この部分も入札、この部分も入札とやったら、橋本市の業者でやっていただけんじゃないかというのを聞かせていただいて、そうしたら、それもそうやなど。

これ今回お世話になっている業者は和歌山市内の業者ですけども、これ何ぼいい仕事をしてもらつて、それはもうありがたい話なんですけども、結局は和歌山市に税金が落ちる、会社がもうかるというのは和歌山市がもうかるだけで、橋本市の業者にこれ分担した場合、橋本市がお金払うけども橋本市に税金が入ってくると。

何で、そういうふうにしたほうが、今、財政も、市長が頑張ってくれたおかげでちょっとはましになって、ましとか、よくなつておるんですけども、でも、昨日、市長がおっしゃっていたみたいに、11年問題ですか、令和11年問題という、またそれから財政がちょっと厳しくなってくるというような、それは人口のこともありますので、そういったこともあるので、ちょっとでも今の間に、市長が思うぐらいに貯金できるというたらいいか、備蓄できるような方法というのを、これからちょっとやってもらいたいなというのが、

意見もありました。

ほんで、市民の方々はこの公民館に対する気持ちというのは計り知れない。ものすごく期待してくれとると思います。市として、よりよい公民館、資料館が建設されますように、皆さんの代わりに、よろしくお願いします。

一つ目の質問は終わりです。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、自然災害時の市民の避難場所、避難方法に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（廣畑 浩君）登壇〕

○危機管理監（廣畑 浩君）自然災害時の市民の避難場所、避難方法についてお答えします。

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号においては、本市に6月2日午前9時9分に大雨警報と洪水警報が発表され、同日午前11時35分には土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、午後1時21分に避難指示を発令、43か所の拠点避難所のうち35か所を開設しました。

開設しなかった避難所は、紀の川の浸水想定区域内にある橋本中央中学校、学文路地区公民館、学文路東体育館、高野口小学校、産業文化会館と、土砂崩れで道路が通行止めとなった、やどり温泉いやしの湯のほか、市内一斉に土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に備え、施設敷地内に土砂災害警戒特別区域の指定がある紀見北中学校と境原小学校で、合計8か所でした。このうち紀見北中学校では6月2日、校舎西側でフェンスが16m倒壊する土砂崩れが発生しています。

こうしたことから避難所の開設については、避難された市民に危険が及ばないよう、気象状況を考慮して、その都度、開設する避難所を決定しています。

また、独り住まいの高齢者の避難については、高齢者に限らず、住宅周辺に水害や土砂災害の危険がない場合は、自宅での在宅避難を進めています。

避難所は生活をするための施設ではないため、空調がなかったりプライベートの確保が難しかったりします。また、環境の変化などによって体調を崩す人もいることから、安全な親戚、知人宅に避難することも案内しています。

また、独り住まいの高齢者の避難方法については、ご近所同士で声を掛け合って避難していただく共助が原則となります。避難所への移動手段についても、避難者ご本人であらかじめ確保いただくようお願いしています。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。紀見北中学校を避難所にしていなかったことで、その判断、16mも崩れて、その判断と、危機管理室の皆さんに対して本当に感謝申し上げます。

紀見北中学校や境原小学校を避難所として開設しなかった理由はよく分かりました。

そこで、お尋ねします。例えば、学校を避難所として開設しない場合、自治会の集会所を避難所として開設することは可能でしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）ただ今のご質問にお答えします。

各自治会であったり自主防災会でもしご承認いただけるとすれば、集会所を避難所として開設することは可能でございます。これは前提として、あくまで自主運営ということをご想定しておりますので、各集会所への市の職員の派遣ということではできかねますので、ご

了解願いたいと思います。過去にも実際こういった事例がありました。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。こういった事例があるということを、もしまたよかったら、地域の皆さんにも役所からまた伝えてあげていただけたらと思います。

避難所の種類には、避難所に避難するだけでなく在宅避難もあることをお答えいただきましたが、在宅避難を知らない市民も多いと思います。市民の皆さまにとって、もっとこういうことが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）いわゆる避難といいますと、一般的には難を避けること、文字どおりこういった意味をなしております。

例えば風雨を考えますと、浸水想定区域や土砂災害警戒区域付近ではない場所にお住まいの方であって、ご自宅の安全が確認できれば、風雨の中、避難所まで避難されるよりも、ご自宅で過ごされる在宅避難というものは、ご自身の命を守る行動としては優先的に選択されるべき避難行動ではないかというふうに考えます。

市ではこうしたことを踏まえまして、リーフレットで「在宅避難のすすめ」というものを作っております。地域の集まりであったり自主防災会の組織での講話の機会などを利用して、こういったリーフレットを配ったりしておりますし、例えば、今年9月の広報紙であったりホームページでも、この在宅避難というものについて広報しております。

ご指摘のとおり、こういったことにつきましては、さらに周知が必要だというふうに認識をしております。引き続きまして、在宅避難については、さまざまな媒体であったり機会を通しまして啓発をしてみたいという

ふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

そうしたら三つ目、避難所として指定の紀見北中学校や境原小学校の施設敷地内に土砂災害特別警戒地域の指定があるとのことですが、何かしら対策は考えておられますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）ただ今のおただしにお答えいたします。

対策としては、両施設ともに学校施設であるため、児童生徒の安全を最優先とし、警報発令や暴風時におけるソフト面の対策を行っています。

6月2日の集中豪雨で紀見北中学校の西側の土砂崩れが生じた傾斜部分については、現在、土地所有者に応急処置を行っていただいておりますが、学校敷地内のハード面の対応についても教育委員会において検討をしているところです。

また、ソフト面については、警報が発令されていなくても在校中に集中豪雨等が襲来した際は、警戒区域に近い場所に設置されている体育館等の使用を控えるなど対策を講じているところでございます。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

もうそうしたら、次へ行かせてもらうんですけども、独り暮らしの高齢者の方の場合、大雨や台風時に不安になったり避難をするタイミングが分からなかったりすることがあると思いますが、13番議員の一般質問でもありましたが、独り暮らしの高齢者の方は災害時要配慮者登録制度に登録することは可能でしょうか。また、登録したら、どんなことを市はしてくれますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

災害時要配慮者登録制度には、独り暮らしの高齢者を登録することは可能です。また、日中に高齢者一人になる人も登録が可能となっています。

登録の際には、個人情報の提供にご同意いただいた場合には、市は災害時の共助による避難誘導や平常時の見守りに活用していただくことを目的に、お住まいの区・自治会長や民生委員等の関係者への市からの情報を毎年提供しているところです。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

自治会や民生委員に情報提供してくれているということですが、もっと分かりやすい方法が何かあれば、また少しでも、最近そういう、昨日おとといでもまた台風13号で、あちこちでそういう災害が起こっていますし、本当に皆さんが自分の身は結局は最終的には自分が守らなアカンというのが、それはもう分かっておるんですけども、それにあってちょっとでも何か情報提供できるようなことがあれば、お願いしたいと思います。

私の再質問はこれで終わりなんですけども、避難方法に関して、引き続き市民に不安を与えないようにしていただきたいと思います。橋本市がさらに一歩成長できるように、様々な取組みを組んでいただけるよう引き続きお願いをしまして、この件に対しまして質問を終わらせていただきます。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、橋本市の将来の学校給食に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）橋本市の将来の学校給食についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、昆虫食を学校給食の食材とすることはメディア等でも取り上げられており、徳島県の高校でコオロギパウダーを使ったコロッケが提供されたときに混乱が起きたように、本市において同様の給食を提供した場合には、学校給食は小・中学校の児童生徒が対象であることから、より一層の混乱が予想されます。

また、SDGsの観点から、食べ残し、調理残渣の削減に取り組んでいますが、食材に昆虫食を使用すれば相当量の食べ残しが発生すると考えられ、食育の推進にブレーキがかかってしまいます。

さらに、本市では食物アレルギー対応を実施しており、当学校給食センターの食物アレルギー対応基本方針・対応マニュアルの中でも、「ふだんから、できるだけアレルギーの含まない献立内容とすること」と明記しており、昆虫食が現時点でアレルギーについて明確でないことから、昆虫食を使用する考えはありません。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。もしかしたら使われるかわかりませんという答えが来るのかなと思ったので、再質問もいろいろ考えさせてもろったんですけども、さすが教育部長、いろいろ勉強されておまして、ありがとうございます。

内閣府食品安全委員会として、タイトルが「欧州食品安全機関、新食品としてのヨーロッパエコオロギについてリスクプロファイルを公表」としています。資料の日付が2018年9月21日になっておるんですけども、その中で書いている内容として、「総計して、好気性細菌数が高い」、コオロギが。2番、「加熱処理後も芽胞形成菌の生存が確認されてい

る」。加熱してからでも、もうこれ大丈夫やと思うたかって、死んだるふりしとる虫がまた生き返ってきて、また増殖するというようなことがあるということを書いていました。

3番に、「昆虫及び昆虫由来製品のアレルギー源の問題がある」、4番、「重金属（カドミウム等）が生物濃縮される問題がある」と。こういった、やはり、「寄生虫、カビ類、ウイルス、プリオン、抗菌剤耐性及び毒物類等の他のリスクは低いと判定され」ましたが、「数類のリスクに関しては、さらなるエビデンスが必要であると強調しておく」という内容がありますので、大手で今もこんなして徳島でこういった学校給食に出されたというのもあるし、大手メーカーでもこういう、コオロギの粉末を製造しているというのも聞かせてもろうてます。

なるべく安全性が確保される、完全に確保されるようになればそれはもう最悪仕方ないのかなと思うか分かりませんが、やっぱり現状、教育部長がおっしゃるように、アレルギーとか、それこそ、学校給食、こんな入ったんやったら食べへんという子も出てくると思いますので、今後もやっぱりそういう考えのままでおっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

三つ目、終わりです。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目4、9月から始まるコロナワクチン接種に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）9月から始まるコロナワクチン接種についてお答えします。

令和5年秋開始接種とされる新型コロナワクチン接種は、重症者を減らすことを目的として、初回接種を完了した生後6か月以上の方を対象に、本年9月20日より準備のできた

医療機関から接種開始を予定しており、市内の実施医療機関で令和6年3月31日までの間に1回接種を行うこととされています。

対象者のうち、65歳以上の方及び基礎疾患を有する方には努力義務の公的関与がありますが、それ以外の人には今回から努力義務はありません。

また、初回接種を受けていない人も令和6年3月31日まで受けることが可能です。

秋接種で使用するワクチンは今回から、これまでのオミクロン株対応2価ワクチンからオミクロン株XBB1.5系統に対応した1価ワクチンが使用されます。これは主流となっているウイルスに対して効果が期待できるためとされています。

接種にあたっては接種券が必要になりますが、9月11日以降、65歳以上の方から順次発送を予定しています。なお、未使用の接種券を持っている方については新たに接種券の発送は行わず、未使用の接種券をそのまま利用していただくことになります。

また、接種に対する自己負担はありません。

接種にあたっては、メリットデメリットの双方について、かかりつけ医ともご相談の上、本人の意思に基づいて接種についての判断をしていただくことになります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

僕もうワクチンの質問させてもろうたの、2回目かな、3回目かな、ちょっと忘れてしまってたんですけど、新しくXBB系統に対応した1価ワクチンを使用されることの、接種に対するリスクをもっと啓発すべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）お答えします。

ワクチン接種にあたっては、メリット、デメリット、リスクと利益が両方あります。一方だけを強調して伝えることはできませんので、国や市のホームページ等で、接種の際の一般的な注意事項や副反応について表示していますので、閲覧、お読みいただきたいと思います。

また、今回の接種にあたりましては、実施医療機関で配布する新型コロナワクチン予防接種についての説明書、こちらにワクチンの効果や予防接種を受けるにあたり注意が必要な人、接種を受けた後の注意点、副反応などについて記載されていますので、そちらについてもお読みいただいて、本人が接種をするかしないかの判断をしていただきたいと思います。

また、気になる点がありましたら、かかりつけ医の先生方等に相談し、事前に相談していただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

コロナワクチンについては、本当に本人の意思に基づいて接種のことでありますが、接種券が送られてきたらもう、打たなあかんのかな、行かなあかんのかなと思ってしまうんですね。うちの母らもそうですけど、接種券、家にあるんやけど、誰々が打ったから行かなあかんのかなとって、そういう話もしていますけども、何か一方的に送るんじゃないに、私が打ちたいとかいう人に、希望のある人だけに送るとか、そういう方法を取ったほうがええんじゃないかなというのは思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方に

ついては、令和5年秋開始接種も努力義務というのが設けられております。接種を勧奨するために、9月11日以降に先行して、まだ接種券をお持ちでない方、未使用の接種券がある人には送らないんですけども、未接種の方については高齢者に、本人の希望ではなくて市のほうから接種券を送らせていただくということにしております。

その上で、かかりつけ医の先生とご相談していただいて、本人が接種をするしない、こちらの判断をしていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

打ちなさい打ちなさいと言って、打ちなさい打ちなさいじゃない、ワクチン接種やってくださいということで、報道とか新聞ではよく書かれてあるのは分かりますけども、ほんまに打って、実際、障がいを持たれた方とかそういったことも最近ちょこちょこ報道でされるようになってきましたけども、まだまだ僕が調べたと言うたら怒られるんですけど、そなんしていろんな情報を見ている中では、まだまだほんまに氷山の一角じゃないかなと。

特に、テレビでよくやっているのがCBCかな、名古屋のほうのテレビ局がよくそういう後遺症のことも、メリット、デメリットのことを詳しく報道でもよくされているんですけども、やはり、最近では私の知り合いも、娘さんが肝臓が急におかしくなった、病院へ行ったらその先生が、あなたワクチン打ったんですかと。打ちましたと、ほな、その先生が何で打ったのということ言われて、テレビも新聞もずっと打って打って打ってと国もそなんし言うもったということで、ものすごく悲しんでおられる方もいます。

実際、これ市民病院のほうにも確認させていただいたんですけども、国からの認定とい

うか、何というんですか、あなたは後遺症やという認定を受けてないからワクチンのそれじゃないということで聞かせてもろうてますけども、実際、自分が、本人が一番よう分かると思うんです、打ってから体調悪くなったとか。

そういう方が、たまたま僕、病院で行かせてもろとるときに、ちょっとこういうことがあって、なったという患者さんの話を聞かせてもろうたというのもあるし、実際、ワクチンを打って、前に健康福祉部長かな、課長がおっしゃったか、やっぱり死亡事例も橋本市では起こっているということもあると思うので、やっぱりそこら辺を、事実を。

打つ打たんというのはほんまに本人の判断だと思います。けども、そういった事例もある。ええことばかりじゃなしに、悪いこともある。昔教えてもろうたのは、薬と書いて横から読んだら、後ろから読んだらリスクやでというのを昔、そんな冗談で話、教えていただいたこともあるんやけども、実際そういった事実もあるということを、ええことも悪いことも両方もっと市民に伝えていってあげてほしいと私は思いますので、強制的に送るんじゃなしに、自分がほんまに打ちたいという人にだけ、そういうふうに迷わされる、打つか打たんか、どなんしたらええやろうと迷っている人にぼんと送りつけたら、やっぱり打たなあかんのかなとか思ってしまう人もおるやろうし。

私は別に、打つのは自分、個人の判断やと思いますので、それに対してどうこう言うんじゃないけども、やっぱり、何回も言いますが、両方のリスク、こういったこともある、こういったことも、ええこともあるし悪いこともあるということを同じように示してあげてほしいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君の一般質問は終わりました。

この際、2時30分まで休憩いたします。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、11番 岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）改めまして、皆さん、こんにちは。新政会、岡本安弘でございます。

一般質問の2日目、最終登壇者であったはずなんですけれど、順番が変わってしましまして、昼から3番目となりました。そして、コオロギパウダーの後の質問でありますので、なかなかちょっとやりにくい、重い話になるかと思っておりますけども、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1、国際シンボルマークのある駐車場について。

本市の公共施設の駐車場には、国際シンボルマークのある駐車場があります。国際シンボルマークとは、青い四角に白で、車椅子に人が乗っている様子がデザインされ、俗に車椅子マークとも呼ばれ、1969年に国際リハビリテーション協会によって制定されました。

マーク自体が車椅子の形を模しているの、車椅子の人のための施設や設備を表現していると誤解されることも多いようですが、対象としているのは、車椅子使用者や肢体不自由者のみならず、全ての障がい者を対象としており、障がいを持つ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークで

す。

本市の公共施設の駐車場、特に橋本市民病院、保健福祉センターには多くの国際シンボルマークの駐車スペースがありますが、その利用についてお伺いいたします。

1、本市ではどのような人（状態など）を利用対象者と位置づけて、当該駐車場を設けていますか。

大項目2、市民から見た橋本市の姿・基本目標「ともに守る」上下水道について。

今年3月に策定された橋本市長期総合計画後期基本計画は、本市が進めようとしている今後の5年間の羅針盤であり、ここに位置づけられた九つの政策と37の施策を着実に推進していく必要がある。その中で、今回は安心安全な暮らしと生活の利便性を支える都市基盤づくりについてお伺いいたします。

私は、地方行政を推進していく上で一番大事なことは、やはり市民目線、つまり、市民がめざすまちの姿勢というものをしっかり認識した上で政策及び施策を組み立てていく必要があると考えています。そこで、以下二点をお伺いいたします。

1、市民から見た前期基本計画における施策の満足度・重要度評価のところ、施策項目15、上下水道の整備について、その重要度は高いが、満足度は平均値より下回っている。その原因や要因をどのように分析されているのかを、できれば年代別の評価に対する分析をお願いいたします。

2、基本計画、5年間の重点プロジェクトの基本的な考え方は目標人口の維持にあるとしているが、市民の方に住み続けてもらう、また、移住してもらうためには、安定的な水道水の供給と下水道等の整備による良好な生活環境を実現することは重要なことである。

前述の市民の満足度を少しでも上げていくための施策などについて、先ほどの分析を踏

まえた上で、課題の解決策や実施の方向性などについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁、よろしく願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の質問項目1、国際シンボルマークのある駐車場に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君）国際シンボルマークのある駐車場についてお答えいたします。

国際シンボルマーク（車椅子マーク）は、障がいがある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。

市民病院や保健福祉センターについては、施設の性質上、様々な配慮を必要とする方が数多く訪れることから、そのような方に配慮した駐車区画を設けています。

具体的に、まず、市民病院では、車椅子マークを塗装した駐車区画は15台分を確保しています。また、車椅子を使用されていない方で、歩行が困難な方にもご利用していただきやすいように、これら15台分の区画については、平成31年4月に、障がい者用駐車場から、まごころ駐車ゾーンと名称を変更するとともに、塗装整備を行いました。

一方、保健福祉センターでは、障がいのある方、介護が必要である高齢者など、歩行・移動が困難な方の利用を考え、車椅子マークを塗装した駐車区画を6台分設けています。

なお、市民病院、保健福祉センターともに、これら駐車区画については車椅子の使用を考慮し、自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるように、一般の駐車区画と比べ幅が広がっています。

以上のような駐車区画を施設の出入口付近に設けることにより、病人やけが人、また、障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して施設を利用していただけるように努めています。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。市民病院では、車椅子マークを塗装した駐車区画が15台分、そのうち屋根があるところが6台、名称はまごころ駐車ゾーンという名称でございます。そして、保健福祉センターでは車椅子マークを塗装した駐車区画が6台分、そして、歩行・移動が困難な方の利用を考えた駐車場となっているというご答弁でございました。

障がいのある方や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して施設を利用いただけるよう努めているわけなんですけれども、介護が必要な高齢者、歩行・移動が困難な方も利用対象として、広く利用できるようにしているわけなんですけれども、この駐車スペースを利用できるような明確な条件について、あるのかどうかお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず、市民病院では様々な患者さんが来院されます。先ほど答弁のほうでもさせていただいたご高齢者以外にも、妊婦さんもいらっしゃいますし、また、自立歩行が困難な方、たくさん、いろいろな患者さんが来院されますので、そういったところで、まごころ駐車ゾーンの利用については、明確な条件のほうは定めさせていただいておりません。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）保健福祉センターにつきましては、その性質上、シンボル

マークが示す障がい者の方に限らず、介護が必要な高齢者や心身に不調を来している方、妊婦さんなど幅広い方がご利用されますので、当該区画の利用にあたりましては明確な利用条件は設けず、広く歩行・移動困難で配慮が必要な方にご利用いただいているところです。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。市民病院のほうも保健福祉センターのほうも、特に明確な、利用にあたっては条件を設けていない、そして、移動に配慮が必要な方々に、やはり広く利用していただいているというふうなお答えを頂きました。

それでは、画像をお願いできますか。

今、この画像なんですけど、皆さん目にしたことはあるとは思んですけど、少しこのマークについて説明をさせていただきます。

このマークというのは財団法人日本障害者リハビリテーション協会が普及に努めております国際シンボルマークで、障がいを持つ人々にも住みやすいまちづくりを推進するために、国際リハビリテーション協会が採択したものでございます。

本来の使用目的については、国際シンボルマークは、車椅子使用者など移動能力が限定されている全ての方が利用できる建物・施設を明確に表示するために、また、そこへの道順を示すためにのみ使用できるというふうに定めているものでございます。

皆さんよくお目にかかるのは、自動車に張ってあるというものもよく見かけられると思うんですけど、これについてはあくまでも個人利用の範囲でございまして、特に何かで許可を取っている証明といったものでもありませんし、特に道路交通法に対して何か優位に働くというものも全くございません。

ただ、ハンディキャップを持っている方が乗っていますよということを他者にお知らせ

するという注意喚起目的でのみ使用されているものがございます。

そして、そうしたら、画像2なんですけども、では、実際に身体障がいの方が運転しておられることが分かる公的マークについて、ちょっとまたご説明をさせてください。

このクローバーマークなんですけれども、これは身体障害者標識といいまして、普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人は表示するように努めてくださいというものでございます。特に表示しなくても罰則があるものではございません。

そして、この蝶々のマーク、これは聴覚障害者マークというものでありまして、こちらは普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、法令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に当該免許に条件を付されている人が必ず表示しないと罰則があるものでございます。

そして、市民病院、また、保健福祉センターにある車椅子マークの駐車場について、先ほどご答弁いただきましたように、明確な利用条件は設けておられないということでございますし、移動に配慮が必要な方に幅広く利用していただいていると、そういうふうなご答弁も頂いたわけなんですけれども、そうするならば、なかなかそこを利用するにあたっては、その時々で、しんどいであったりとかけがをしているとか介護が必要というところで、個人の見解による利用というものもかなり多くなってしまふのかなというふうにも感じておるところでございます。

障がいをお持ちの方とか介護が必要な方、妊産婦さん、けがをされている方などは、様々な状態の方の利用についてというのは、この

場所での一定の理解というのにはできるんですけれども、その一方で、やはり今お話いただいたように、スペースの広い駐車場、その駐車場でないと駐車できない方というのやはりおられるわけですし、例えて言えば、ご自身で運転されて、身体に障がいをお持ちで、そして、扉を大きく開けないと乗車できないというふうな方がおられます。

そういった方は、特にやはりスペースの広い場所でないと駐車できないわけですし、もしそういうスペースがいっぱいで利用できない場合というのは、遠くで2台分空いているようなスペースで乗降しているということでございました。

やっぱりそうしたときに、本当にその区画しか利用できない方というのが利用できるように、このシンボルマークの駐車区画の確保というところが必要であるのではないのかなというふうに考えるわけなんですけれども、その確保についてはどうされているのか、お伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

まず、市民病院での15の区画のまごころ駐車ゾーンに関しましては、3.4mから3.5mの幅員で区画のほうを区切らせていただいております。その中で、全体の15区画のうちの2区画に関しましてはコーンを置かせていただきまして、そういった方々への駐車区画の確保という意味でコーンを置かせていただいております。

あと、市民病院、警備員のほう、委託業者のほうの警備員のほうを付近に配置させておりまして、駐車場の管理と併せて、ちょうど救急車であるとか業者の車両の搬入口にも当たる部分にもありますので、そういったところで安全確保に努めながら、併せて駐車場の

適正な管理運用のほうをさせていただくというところで務めさせていただいております。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）保健福祉センターではシンボルマークを表した駐車区画6台分のうち2台分を、和歌山県が設ける和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度に定める障害者等用駐車区画として登録しています。

この制度は、障がいのある方や難病患者、高齢者、けが人など移動に配慮を要する方が使いやすい駐車場の仕組みとして、公共施設や商業施設など公共的施設における障害者等用駐車区画をご利用いただくために、県が利用証を交付するというものです。

センターの駐車場については市民病院のように委託業者に管理を依頼していないために、駐車区画の閉鎖・開放を常時管理するというのは困難な状況がございますけれども、シンボルマークを表した6区画には屋根を設けていることから、その屋根を支える柱の部分に当該区画の適正利用について啓発ポスターを表示し、利用者に注意喚起を行っています。

また、そのうち障害者等用駐車場区画として登録をしている2区画につきましては、さらに車止めの部分に県の定める障害者等用駐車区画である旨を表示しましたカラーコーンを設置することで、当該区画の適正利用に関するさらなる啓発を行い、真にその区画を必要とする利用者のための確保に努めているところです。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

三角コーンを近くに、警備員の前に置いていただいたりとか、健康福祉センターのほうも2区画、県の登録に沿って確保していただいているというお話なんですけど、公共施設の駐車場というのは、今回、市民病院とか健康福祉センターというのは橋本市や病院が管

理者でありますので、利用にあたってはいろいろな制限というのを管理者が設けることができるわけです。

そのときに、その指示にやはり使う側が従わなければならないわけなんですけれども、例えば、この駐車場のある施設管理者のほうで、今、健康福祉部長がおっしゃっていただいたように、和歌山県に登録した利用証がある車しか利用不可であるというふうな、そういう条件をつけたとすれば、利用証のない車はもちろん駐車できないわけなんですけれども、現時点では保健福祉センターにおいては、このシンボルマークを表した駐車区画6台分のうち2台分を、和歌山県が設けております和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度に定める者に障害者等用駐車区画として登録していただいております。

そして、そこしか利用できない方というわけではないんですけれども、2区画の駐車できるスペースを確保に努めていただいております。ということでございます。

そうしたら、また画像のほうをよろしくお願いたします。

これは先日、健康福祉センターのを撮ってきたんですけど、今、先ほど健康福祉部長がおっしゃったように、和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度に基づいて登録して、この三角コーンにその旨の表示をしているものでございます。それと、これがアプリになったものでございます。

保健福祉センターは、警備の者であったりとか誰かがこの三角コーンをよけていただけるというようなことは一定難しいので、車止めの後ろに置いてございますけれども、こういう形で保健福祉センターのほうでは、障がいのある方も含めて、一定ここしか使えないよという方のためには、こういう形で確保には努めていただいております。ということでござい

ます。

そして、和歌山県の利用証制度の利用証なんですけれども、これが一応、利用証制度に登録した方がバックミラーのところにつけることが一応できる、県に登録した方が頂ける利用証になります。

市民病院においては、委託職員の近くに二つコーンを置いて、15区画のうち二つを三角コーンを置いて確保していただいている、委託業者の方に管理を任せているというふうなお答えを頂いたわけなんですけれども、そこを、明確な条件というのが、開放するにあたって設けていませんよというようなお話の中で、ほんで、そこ全体がまごころ駐車場ゾーンという形で、様々な状態の方、配慮の必要な方が利用することができる場所なんですけど、やっぱりそうなったときに、二つ、どうしてもそこしか駄目やよという方が来られるときもあるし、来られないときもある。でもそんなときに、でも、そこをどうやって、どのタイミングでその方が、警備員の方がその2区画を開放するのかというのはやっぱり一定迷うところがあると思うんですけど、その辺、ほかの病院であつたりとかというのは、障がい者のマークを提示したら、その区画を開けてくれるよというふうなこともあるかと思うんですけど、今、どうしてもそこしか駄目だという方のための、その2区画の三角コーンの、一定、駐車をしていただくタイミング、よけるタイミングというのは、今のところ、市民病院ではどういうふうになっておられますか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）お答えさせていただきます。

まず、基本的にその15区画のうち13区画が満車になっていた場合に関しましては、やはり次にご利用される患者さんのためにそこを

開放していく必要があるのかなというふうに考えております。

現場の判断にはなってくる部分もあるんですけども、患者さんのほうから、例えば障害者手帳の提示であつたりとか、あと妊婦さんであれば車のほうを降りられたらだいたい分かりますので、近くにおける警備員のほうはその辺のところ、現場判断で止めていただくとかというふうな形で対応させていただいております。

今、お話の中にありました、県のほうの利用者証、そちらのほうに関しまして、当院といたしましても、他病院がどういうふうになっているのかということもいろいろ調査のほうをさせていただきまして、橋本圏域内の、4病院ありますけども、当院を除く3病院のうち2病院がそういった形で登録のほうをされている。

隣的那賀病院であつたりとか和歌山県立医科大学付属病院であるとか日本赤十字社和歌山医療センター、そういったところも登録されているというふうなところで、当院としてもその部分に関しましては、県の要綱を拝見させていただいた中で、第1条の趣旨に沿った形で理解できる場所もございまして、市民病院としてもこの2区画に登録していきたいというふうに考えております。

ただ、11条のところちょっと気になる、11条の第2項なんですけども、施設管理者は、登録駐車区画に利用証を提示していない車両が駐車できない旨の案内表示などにより、登録駐車区画の適正な利用を図られるよう努めるものと、こういった規定がございまして。

そうすると、第1条の趣旨の部分については理解させていただく場所なんですけども、病院、医療機関というところの施設上、この利用証の提示がないと車を駐車することができないということで、制限を設けるとい

うのが非常に難しい部分も出てくる場合もあるのかなというところでございます。

そういったところで、例えば、車椅子のステッカー、個人で購入されるケースとかというのもあると思うので、そういった方々の利用されるケースも多いですし、満車の場合に、先ほど申し上げさせていただいたように、妊婦さんであるとか高齢者の方が使われるケースがあるというところもございますので、県の要綱のところ「適正な利用が図られるように努めるものとする」というふうになっておりますので、この点を踏まえまして、区画の登録をした上で、適正利用を推進しつつ、この利用証の交付者の方々を優先しながら、かつ、台数に制限がございますので、必要に応じて臨機応変に対応させていただけたらというふうに思っております。ご理解、ご協力のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

市民病院のほうでもそういった形で運用していただけるというのはありがたいことなんですけれども、先ほどからも私が言っているように、本来そこしか使えない方がやっぱりそこに止めるべきであって、今、ほかがいっぱいやったから、その提示がない場合は11条2項に引っかかるところで、明らかに妊婦さんであったりとかけが人さんがそこを利用できるようにしていくというような旨の話やったんかなと思うんですけど、やっぱり何度も言うように、やはりそこしか止めれない方というのは一定いらっしゃるんですよね。そやから、ほかが空いてたらもちろんほかにも駐車していただけます。いっぱい場合は、今おっしゃったような見解もあるかと思うんですけど、やはりそこしか止めれなくて、登録しているにもかかわらず、いっぱいやったら結局遠いところに止めないといけないとい

うようなことも起こってくるので、その辺もちょっとまた、一定のところ考えていただきたいなというふうに思うんですけども。

そうしたら、また画像をもう一点、よろしくお願ひします。

これも先日の平日です。ちょうど10時ぐらいですか、市民病院のまごころ駐車ゾーンで撮影させていただいたんですけど、この車をよく見てもらったら分かるように、車椅子のマークと、ほんで身体障がい者のクローバーのマークと、そして、これ登録証ですよ。

こういう、きちっと登録されている方が駐車していたところというのは、結局、屋根のないスペースに止められておりました。その際、そうしたら、その三角コーンにはどういった車が止まっていたのかなという、結局、送迎されている大きなバスで、バスというか、ああいう車、橋本市のそういう看板が上がっていなかったの、どこの車かは分かりませんが、そこにちょうど2台止まっていたんです。

どちらが先に来て、この方が先に止めていたのか、送迎のバスが先に止まっていたのか分からないんですけど、ちょっと違和感をやっぱり感じるんです。こういう方こそ、やっぱりそういうスペースに止めるべきなんじゃないかなというふうに思うんです。

先ほど言ったように、一定、送迎の方も止められるんですけども、止められるけれども、やはりこういう方を先に優先してあげる。そのためのスペースを確保するというのがやっぱり大事なところなんじゃないかなというふうに思いました。

そして、一定、先ほども県のほうに登録をして利用することによって、三角コーンにも表示されるわけで、警備をされる方のトラブルというのも一定解消されるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。

そういったところから、やはりもう一度その辺も、病院事務局長の言うのも分かるんですけど、その辺もうちょっとまた検討していただけないかだけ、ちょっとお答えください。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

先ほどのお話の中で、大型の車両が止まっていたというところで、恐らく施設の車両であったりとか、そういったところなのかなというふうに思うんですけども、できるだけそういった車両に関しましては患者さんを降ろしていただいた後は、どちらかというところ通常の駐車区画のところ止めていただいているということで、そちらのほうに誘導させていただくような形で、できるだけ本来ご利用いただけるような区画のほうを確保していきたいというふうには考えておるわけなんですけど、しばらく、今回の登録のほうをさせていただいた中で、その辺の利用状況も今後検証しながら、現在15ですけども、それで足りないようであれば、まごころ駐車ゾーンのほうを増やすのか、それとも今回の県のほうの区画を増やすのかというところを、改めて検証のほうをしていきたいというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

送迎のバスの方が別に止められないというわけでもないですし、まごころ駐車ゾーンというのは、送迎の方であったりとか介護を要する方を乗せてきた場合も一応使えるというような条件で管理者のほうが決めていますので、その辺は別にどないこないというわけではないんですけど、一定そういうふうなご協力を頂けるのであれば、広く本当に困っている方というところが使えたりもしますので、その辺はお願いベースにはなろうかと思うんですけど、その辺また各施設であった

りとか、利用者さんは状態によって目を離してはいけない方も一定やっぱりいらっしゃるんで、一概に送迎に来られた方がそのお願いが大丈夫なのかというのは、その辺はやっぱりその施設の方の判断にはなると思うんです。

送迎して、やっぱり常についていけないといけない利用者の方もいらっしゃるんで、やっぱり全てにおいてはそういうことには難しいのかなと思うんですけど、その辺は一定またちょっとお願いということで、またご協力いただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それで、また再質問なんですけれども、シンボルマークの駐車場、市民病院、以前は身体に障がいのある方が使われている駐車場やったわけでした、平成31年4月よりまごころ駐車ゾーンというふうに改められて、そのことによって移動等に配慮が必要な様々な方が利用可能となったわけなんですけれども、それにより広く利用できることというのはやっぱり大切なんですけど、それによって本当にそこしか駐車できないよという人が駐車できないようではやっぱり本末転倒になると思うので、その辺はまたしっかりと、いろんな施設にもそうですし、患者さんにもまたお願いをしていただきたいなというふうに思います。この制度についても、適正に利用できるようなこともお願いしておきます。

そして、制度についてはやっぱりあくまでも制度でしかありませんので、やはりそこを利用される人のモラルというのが重要になってきます。今まで保健福祉センターとか市民病院の駐車場において、施設管理者が思うような適正な利用ができておったのかといえば、一定疑問が残るところであります。

適正に利用していただけるように、制度の周知とか啓発というのはやっぱり継続的にやっていたらいいかなと思いますので、その

辺についての周知の啓発について、また健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

確かに、障がい者の方、また、高齢者の方など移動に配慮を要する方が安心して外出でき、そして、真にこれらの区画を必要とする、そういった方が確実に駐車できるようにという、そういった旨の駐車区画の適正利用、これらのご協力を市民の皆さんに求めるために、そういった旨の周知について市のホームページ等で啓発していきたいと思えます。

併せて、県の利用者証の制度につきましても同じところにリンクを張りまして、併せて周知していきたいというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

その辺やっぱり、人のモラルというのが結局重要になってきますので、その辺は継続的に周知のほう、よろしくお願い申し上げます。

それと、もう一点、再質問なんですけども、教育長にちょっとお伺いしたいんですけど、市内各地で子どもたちの標語とかポスターとかをよく見る機会が多くて、ほっこりさせられるんですけど、今回のこの質問の中で、やはり人のモラルというのが大切でありますので、視覚や人の心に訴えるという観点から一つ提案なんですけど、教育委員会と健康福祉部とが連携して、標語であったりとか子どものポスターなんかを併せて掲示していただいて、やはり人の心に、モラルに訴えかけるようなことができたらいいのかなというふうに思うんですけど、それについて、教育長、ご意見を頂きたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今ご質問いただいたことについてですが、各学校においては、

福祉をテーマにした学習を行っています。その中で、今、テーマとして挙げてくれている、モラルを高めるためにということなんですけれども、その学びの中ではそのようなことに触れた学びを行っています。

子どもたちがその学びをするときに、例えば、出前授業で誰かのお話を聞いて学びを深めたり、そして、学校独自でそのカリキュラムをつくって実践をしたり、また、何かの募集があるからということで、学校でやる学びと絡めて子どもたちに考えさせたりと、いろんな形で取り組める内容かなと思いつながら聞かせてもらいました。

この後、また関係部署と協議をする中で、学校にどういった形で提案できるかということを考えながら、子どもにとっても大切な学びであると思えますので、学校のほうに提案していけたらと思えます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

そういった点で教育長がおっしゃっていただけると、ほんまにありがたいです。

やっぱり、人のモラルでありますので、やっぱり子どもの絵とか標語というのはやっぱりもう、おじいちゃんおばあちゃんもそうですし、いろんな方の心に入ってくるのかなと思えますので、その辺またご協議のほう、よろしくお願い申し上げます。

2021年3月に施行されております改正バリアフリー法においては、車椅子利用者などが駐車スペースを円滑に利用できるように配慮・協力することが、国や地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務となっております。

今回、この和歌山県障害者用等駐車区画利用証制度を活用しながら、駐車区画が適正に利用できるように、また、そこを利用される方のモラルという部分も大変重要でございます。皆さんへの制度の周知と啓発をしっかりと

行っていただきたいというふうに思います。

最後に、全ての方が国際シンボルマークについて、正しい理解と正しい使用方法、そして、思いやりの心で全ての方が利用しやすい施設や店舗、そして駐車場が作れることを期待いたしまして、一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、市民からみた橋本市の姿・基本目標「ともに守る」上下水道に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（堤 健君）登壇〕

○上下水道部長（堤 健君）市民からみた橋本市の姿・基本目標「ともに守る」上下水道についてお答えします。

まず、一点目の、上下水道の整備の満足度が平均値を下回っている原因や要因についてですが、上下水道の整備に対する満足度を年齢別で見ると、10歳代、20歳代の若者世代では「分からない」と回答した人を除くと、「満足」「やや満足」と評価した人が約6割を占める結果に対し、30歳代以上の世代では5割以上の方が「不満」「やや不満」と評価されています。

これは、子育て世代や老後に不安を抱える世代にとって、生活費に占める水道料金や下水道使用料の負担が大きいことを含めた満足度評価であると分析しています。

事業別で見た場合、上水道事業では、水道施設や管路の老朽化に伴う漏水・断水や濁水の発生により市民生活に大きな影響を受けたことに対する不満、下水道事業では、処理計画区域の見直しにより整備対象地域から外れたことへの不満などがあると推察しております。

二点目の、市民の満足度を少しでも上げていくための施策についてお答えします。

分析結果による水道料金や下水道使用料の値下げは、現状では難しい状況です。このた

め、上水道では、引き続き計画的に漏水の調査及び修繕を行うとともに、老朽施設の耐震化や管路の効率的な更新を進め、安心しておいしく飲める水の安定供給に努めていきます。

下水道では、現時点での経営状況や次世代への負担を考慮し、やむなく処理計画区域を縮小する見直しを本年4月に行い、引き続き計画的に施設整備を進めていきます。また、供用開始区域においては、下水道に接続していただく必要性を粘り強く啓発し、公共用水域の水質保全に努めます。

最後に、上下水道事業としては、将来にわたり施設を適正に維持管理するため、更新時には処理能力の見直しや新技術の採用など環境保全並びに経費削減につながる検討を行い、上下水道の整備について、少しでも市民の満足度が上がるよう努めていきます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。分析結果によって、水道料金、下水道使用料の値下げは現状では厳しい状況という、切れ味鋭いお答えをありがとうございました。

そういったところはやっぱり、満足度は簡単に上がるのかなと思うんですけど、やはり満足度をほかでも少しでも上げるための施策についてのご答弁も頂いたわけなんですけれども、長期総合計画の施策内容の中にも公共下水道への早期接続は促進するという項目がございます。

高齢化の進展とか現状の汚水処理に不満がないご家庭などもあると思うんですけども、接続率をやはり上げるといってもなかなか、一筋縄ではいきませんし、厳しいことであるというふうには思っておるわけなんですけれども、そこで、一点お伺いいたします。

現在、橋本市の下水道接続率というのは一

体何%なんですか。それと、その率というのは県下の市町と比較してどれぐらいのものなのか、教えてください。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）お答えします。

橋本市の下水道の接続率は令和5年3月末時点で85.8%になっております。県下で比較いたしますと、下水道事業を実施しているのが19市町ございまして、その中で、接続率でいいますと橋本市は6番目に高い数値となっております。県の平均の接続率が76.9%になっておりますので、決して低い数字であろうかと思っております。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

県下の市町と比較しても、橋本市の下水道接続率が低い、85.8%。よく聞くのが、やはり高齢化であったりとかなかなかつかないでくれないよというお話の中で、うちにおいては意外と、意外とと言ったら失礼なんですけど、よくつかないでいただいているのかなというのがよく分かりました。

そのような状況の中で、早期接続を促進するため、ホームページとか広報などで接続をお願いしておられるとは思いますが、それ以外で何か効果的な啓発なんかはありますか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）今、接続率が高いというお話やったと思うんですけど、やはり下水道をやっていく、進めていく中で、開発地を積極的に迎えに行ったというところで接続率が高くなったという現状もございます。今もうその接続をした中で、飛躍的に接続率を伸ばすというのは非常に難しい状況でございます。公共用水域の水質保全という観点から下水道接続の必要性を説明して、地道に啓発を続けることが重要と考えており

ます。

現在、効果的な啓発として、家屋が比較的密集している場所において下水道の接続がなされていない地区を対象として、もう戸別訪問による啓発、これを継続的・計画的に行うことを今考えております。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

やっぱり地道に啓発とお願いということと、接続されておらず密集しているところをピンポイントでお願いに回って啓発をするということでございますので、やはり訪問による啓発を繰り返すことで接続していただけることもあるのかなと思いますので、その辺についてはまた継続して、よろしく願い申し上げます。

それと、もう一点お聞きしたいんですけども、下水道接続に対する助成金、昨日、下水道に対して7番の先輩議員もいろいろおっしゃっていましたが、助成金について供用開始後3年以内が条件になっておるわけなんですけども、その3年以上を経過した家屋に対する助成金などのお考えについてはございますか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）お答えします。

接続に関するいずれの助成金制度でも、供用開始後3年以内の接続というのが、もうこれ必須条件になっております。3年を経過した家屋に対する助成は今のところございません。

助成制度ができてから3年以内に接続していただいている方や、3年を経過して助成金なしで接続された方もおられます。その中で公平性の観点や財政状況などから見ても、現時点では、3年以上経過した家屋に対する助成制度は難しい、考えておりません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。昨日の今日ですし、もしかしたらまた検討とか言うてくれるのかなと思ったんですけど、その辺ちょっと考えは甘かった。それ、おっしゃることはもう当然至極、分かっておりますので、了解いたしました。

私が思いますのは、やはり上下水道ともに重要なインフラ設備であるということ、そして、その満足度がやっぱり低いというのを、この現実をやっぱり踏まえていただいて、今後も、上水道では安全でおいしい水の供給、そして、下水道では生活環境の改善や水質保全というこの目的のもと、少しでも市民の皆さんの満足度が上がる取組みというのをしっかりお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、3時35分まで休憩いたします。

（午後3時20分 休憩）

（午後3時35分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）本日最終でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は1項目、学校図書館の充実についてです。この図書館関係の質問につきましては、私が議員になりましてから何回も質問をさせていただいておりますので、ああ、

またかと思われている方も多いかと思っておりますけれども、お付き合い願いたいと思っております。

しかし、この学校図書館につきましては、子どもたちの学びにおいてとても重要な役割を果たすところであるにもかかわらず、なかなか予算がつきにくく、まだまだ充実させていかななくてはならないところでございます。

今回も学校図書館のさらなる充実を求めて、未来を担う子どもたちのために質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

学校図書館の充実について。

新学習指導要領では、児童生徒の生きる力を育むために、今までの知識注入型から、主体的・対話的で深い学びへと転換する方向が示されました。何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視して、授業を改善していくとしております。

また、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の自主的・自発的な学習活動を充実すること」とも明記しており、今後ますます学校図書館の果たす役割は重要になっていくと考えます。

そこで、橋本市においても、子どもたちのよりよい学習環境の実現のために、学校図書館司書の増員など学校図書館の充実を求め、何点か質問をさせていただきます。

①主体的・対話的で深い学びの取組みはどのようにされていますか。

②各学校において、学校図書館図書標準は達成できていますか。

③学校図書館司書の配置状況についてお教えてください。

④学校図書館への新聞配備状況について。

⑤学校図書費の交付税算定額について。

⑥GIGAスクール構想への対応や電子書籍データベース等デジタル教材の活用について、お尋ねしたいと思います。

以上、私の壇上よりの質問を終わります。
明快なご答弁、よろしく願いをいたします。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の質問、
学校図書館の充実に対する答弁を求めます。
教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）学校図書館の充実についてお答えします。

一点目の、主体的・対話的で深い学びの取り組みについてですが、議員ご指摘のとおり、何を学ぶかだけを重視するのではなく、子どもたちがどのように学ぶかということにもしっかりと重視するべきものとして、学習指導要領において、事業改善の視点を表したものです。

具体的な場面の一例として、子どもたちが抱いた課題に対して、学習内容をより深く理解し、新たな考えを形成することができることをめざして、複数の子ども同士で議論をしたり、それぞれの教科で得た知識やインターネットや書物等から得た情報をつなぎ合わせたりする学習活動等に取り組んでいます。学校においては、各教科や総合的な学習の時間等においてこのような授業が展開されるよう、研究を進めています。

二点目の、学校図書館図書標準を達成しているかについてですが、標準を上回っている学校は、小学校14校中8校、中学校5校中1校です。

三点目の、学校図書館司書の配置状況についてですが、19校に対して5名を配置できる予算措置をしていますが、現時点で1名の欠員が生じており、現在は4名の学校司書を配置しています。4名とも図書館司書の免許を有しており、一人当たり4、5校を担当しています。学校図書館での業務だけでなく、担当校に移動図書館が来る際の補助業務や市の公立図書館の団体貸出しの窓口となり、選書

や貸出し業務に従事しています。

四点目の、学校図書館への新聞配備状況についてですが、本年度、一般紙を学校図書館に配置している学校はありませんが、小学校7校で子ども新聞を購入しており、学校図書館や教室、廊下の読書スペース等に配置しています。

次に、五点目の、学校図書費の交付税算定額についてですが、図書及び新聞の購入費と学校司書配置費を含めた学校図書費については、普通交付税を算定する際の基準財政需要額の一部に含まれています。

本市の令和5年度普通交付税算定額のうち小・中学校における学校図書費として措置された額は、本市の財政力を加味しまして、それぞれ図書の購入費で610万9,000円、新聞購入費で76万1,000円、学校司書の配置費で1,210万8,000円の合計1,897万8,000円となっています。

なお、各学校で図書や新聞を購入するための経費として408万1,000円、学校図書館司書を任用するための経費として1,408万8,000円の合計1,816万9,000円を予算措置しています。

最後に、六点目の、G I G Aスクール構想への対応や電子書籍やデータベース等デジタル教材の活用についてですが、令和3年に公表された文部科学省の調査結果によれば、電子書籍を導入している自治体は全体の2.0%とのことです。

本市においては、現状、タブレット端末上で読むことのできる電子書籍を導入する計画はありません。また、デジタル教材の活用方法については、効果的な学習用デジタル教材のポータルを各学校に紹介したり、1人1台端末の活用事例集の中で共有を図っています。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君、再質問
ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）今回の質問で、私これ6回目なんです。2009年、平成21年に初めてこの質問をさせていただきまして、それから、前の質問は2018年、ちょうど5年たっておりますので、そろそろまた質問をしてもいいのかなというふうに思って、この質問をしました。

質問を重ねるたびに、重要性も多分皆さん認識しておいていただいていると思いますので、少しずつではありますが交付税算定額も上がってきておりますし、各学校の図書のデジタル化であるとか、それからバーコード化であるとか、学校図書館司書が増えていっていることは事実でございますが、まだまだ足りないとは思っておりますので、また久しぶりに、5年経過いたしましたので、この質問をさせていただきました。

まず、はじめに、国では、やはりこの学校図書館というのは子どもたちの主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤であるとして、令和4年から令和8年度までにおいて第6次の学校図書館整備等5か年計画を立てております。それに基づきまして、単年度で480億円、それから、5年間では2,400億円の地方財政措置を講じておりますので、議員の皆さまもぜひ知っておいていただきたいと思っておりますので、ご紹介をしておきます。

単年度480億円の内訳なんですけど、図書では学校図書館の図書標準100%達成をめざすための新たな図書の整備に加えまして、正しい情報に触れる環境整備の観点から、古くなった本を新しく買い換えることを促進するために199億円。そして、新聞の配置です。児童生徒が主体的に主権者として、18歳から選挙権になりましたので、主権者としての必要な資質や能力を身につけることの重要性に鑑みまして、小学校では2紙、中学校では3紙、高校では5紙の配置を望むということで38億円。

それから、学校図書館司書の配置におきましては、学校図書館の日常の運営管理、学校図書館を活用した教育活動の支援を行うために、小・中学校の概ね1.3校に1名を配置し、243億円が講じられております。

括弧づけで、行く行くは各校に1名配置というふうに書いていました。これもだんだん、昔は1.5校に1名とかでしたが、これもだんだん人数が、やはり必要性を感じておられるかして、そのようになってきております。

そこで、まず、5番目の質問ですが、本市におきましても交付税算定額がありました。今使っている交付税算定額とそれから予算措置の差額は80万9,000円。ほぼほぼ100%に近い状況で、この図書費、地方交付税措置を受けたものを使っていると思います。本当にありがたいことでございます。

しかしながら、まだ100%とは行っておりませんし、まだまだこれだけでは十分とは言えませんけれども、他市では、この算定額があるにもかかわらず、図書費として全く使われていないまちがあるというふうにお聞きしておりますので、その点においては橋本市、大分頑張っているのありがたいんですが、今までもだいたい100%ぐらいの予算措置を、ここ数年はされていっていただいていたのでしょうか。その辺をお教えてください。

○議長（森下伸吾君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）土井議員のご質問にお答えします。

図書購入費と新聞の購入費、それから、学校司書費を含む学校図書費の地方財政措置、つまり、普通交付税の措置に対する予算措置の割合なんですけども、先ほど土井議員の質問にありましたとおり、令和5年度につきましては約95.7%の予算措置となっております。ほぼ100%ということでございます。

これが令和4年度については93.6%、令和

3年度については80.4%ということで、年々上昇している、限りなく100%に近づいているという状況になってきております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）努力を重ねていただいているということで、教育委員会も多分、予算請求をしていただいているので上がっているかと思うんですけども。

次に、そうしたら、新学習指導要領では、生きる力を育むということで、知識注入型から主体的・対話的で深い学びの視点で、何を学ぶだけでなく、どのように学ぶかを重視している、それに対して授業も改善していきますというふうにお答えを頂いておりましたけれども、やはり私は、主体的で対話的で深い学びを進めていくためには、自分でテーマを決めて、いわゆる調べ学習というんですか、自分で調べたり考えをまとめたりして、みんなの前で発表したりする、その調べ学習というのが大変重要であるというふうに考えております。

それをやっぱり実行していくためには、この学校図書館というのが欠かせない存在であるというふうには考えておるんですけども、今この橋本市の現状として、学校図書館を活用して、司書教諭もしくは学校図書館司書が4名配置されておりますけれども、学校図書館司書と連携をして授業をされているというような事例が何件あるかというのは把握していただいていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）全ての事例を把握しているわけではないんですけども、各学校において代表的な取組みということで、幾つかお答えさせていただきたいと思っております。

例えば、書物を利用して情報を調べるときに、必要な資料を準備するといったことを司

書にお願いするケース。国語科の学習とか何か決まったテーマで学習するような内容、そんなときには、学習で同じ作者や同じテーマなんかといった書物を集めていただいて、関連図書を横に並べて読んだり、そして比べてみたり、そして共通点を探してみたり、そんな学びがされています。これは教員の要望に応じて書物を準備するケースというふうになっております。

また、学校図書館を活用した授業の頻度についてですけども、小学校5年生と中学校2年生を対象とした令和4年度の調査というのがあるんですけども、週に1回程度の学校が小・中学校19校中6校、月に1回程度の学校が8校、5校はそれ未満というふうな結果もあります。

なかなか、進んでいる進んでいないという差があるというのはこんなところからも認識できるんですけども、それぞれの学びの中で、図書だけではなくて、人と会って話をしながら、問いを見つけて課題解決につながった学習もあります。いろんな形での学習がある中での一つの事例として捉えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）今、頻度も言っていたけども、この調べ学習というのを進めていくにあたっては、やはり学級担任、それから司書教諭、教科担任、それから学校司書が、全てが連携して一つの単元に向かって子どもたちをどのように学びの場に導いていくかというのをしないといけないと思うんですけども、司書教諭は担任も持っていらっしゃるし、実質問題やっぱ担任の先生と学校司書がしっかりと連携を取って、そのような調べ学習を進めていくというのが理想的だと思うんですけども、今5名の学校

図書館司書の配置を予算化しているにもかかわらず、現状が4名しか配置できていない。

いろんなご事情があるかと思えますけれども、その方たちも4校から5校を担当していただいておりますので、週に1回もしくは2回しかその学校に学校図書館司書がいらっしゃらないという状況がございますね。これはもう何年も前から続いております。

学校図書館を活用した深い学びをしたいにもかかわらず、なかなか学校図書館が活用できないというこの状況に関して、教育長は今のままでいいんやというふうに思っているのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）令和3年3月に橋本市子ども読書活動推進計画の第三次計画が策定されています。この中においても、今ご質問いただいたことについて触れているところがあります。

「小・中学校においては学校図書館が読書センター及び学習情報センターの機能を果たし、学校教育の中核としての役割を果たすための環境づくりを進めます。また、学校図書館がより一層その機能を発揮するために、専門的な知識・技能を持った職員である学校司書の配置を進めます」という方針は持っております。私もこの方針の下に進めていきたいと考えておるところです。

本当に、担任の先生が考えて、なかなか時間が取れないところを埋めていただけ、それを準備していただけるというのはすごくありがたいことです。今、ボランティアベースになるんですけれども、各学校においては図書館ボランティアの方も来ていただいて、その方にも無理を言っているところがございます。この辺りは計画的に少しでも進めていくことができたらということは考えているところなんです。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。今のままでは満足していないというのは、多分そのようなお答えを頂けるのかなと思っておりますけれども。

次に、そうしましたら、②の問いなんですが、学校図書館標準を達成している学校数が、小学校では14校中8校、中学校では5校中1校ということでございました。ちょうどこの質問を提出してから、この9月7日に読売新聞社のほうから議会と議長のほうに、学校図書館の現状に関する調査結果というのが送付されてまいりました。

何か私が質問するのをご存じやったのかなと思って問合せしたんですが、それは知りませんでした、偶然ですと言われたんですが、すごいもうタイムリーな資料を頂きましてびっくりしたんですが、その中で、学校図書館をめぐる課題や先進的な取組みに焦点を当て、スマホで簡単に情報を入手できる時代においても、子どもの読解力と思考力を育むために学校図書館が重要であるというふうに訴えられておりました。

いろいろな調査をされていたんですけれども、その中で児童生徒の図書購入費予算という調査がございました。本当に、168自治体でしたか、の調査でしたけれども、全ての自治体の調査ではないんですが、その調査をされた中では大変格差がございました。

小学校では、これはすごい、トップのところなので名前まで言わせてもらいますが、島根県隠岐の島町が小学校の児童生徒の図書購入費の予算、一人当たり4,240円。最も少ない市町村では、一人当たりですよ、小学生一人当たり316円。中学校では、最もたくさんお金を使っているところが東京都文京区で、中学校は5,484円。最も少ない市町村では206円。すごい格差があるんです。

ところで、橋本市では小学校と中学校児童生徒一人あたりはお幾ら使われているのでしょうかということを、多分調べておいていただいていたかと思しますので、お願いいたします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今年度の児童生徒数から割り出してみました。そうしますと、小学校においては904円、中学校においては1,319円となっております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）これが多いか少ないかはその人の基準によると思いますが、私は決して多いことはないと思いますので、そのまちの財政力、それから、児童生徒の人数にもよるとは思いますけれども、やはり学校教育の、特に図書館の充実ということにどれだけ力を注いでいるかということで、こんだけ大きな差が出てくるわけです。

島根県隠岐の島町は全小学校に新しい百科事典を購入したということなんです。百科事典ってどんどんどんどん新しくしていかないと、ものすごい古い資料が出てきますので、大変高いんですけども、どんどん新しい資料を購入していくと。

今、IT化が進んでおまして、1人1台タブレットを持ってありますし、それでインターネットで調べたらしまいやないかということと言われる方もいらっしゃると思いますが、やはりしっかりと、デジタルとそれからアナログ、紙の資料のメディアをしっかりと使い分けたいというような思いがございまして、

また、任意のところでは、町だったんですが、全校にここも司書を配置して、町内の企業から子どもたちの読書活動にご寄附を頂けませんかということで呼びかけているんだというふうなことも書いてございました。

ですので、なかなか急には学校の本の蔵書というのは増やすのは難しいかと思えますけれども、これだけの格差がありますので、何とか少しでも予算を投じていただけたらなと思っております。

調べ学習に欠かせないのが、先ほど申し上げました子ども用の学習年鑑と総合百科事典、それから、いろいろな種類の図鑑と言われております。図鑑類は本当に値段が高いので、数の確保がなかなか難しいんです。

そこで、公立図書館で必要な冊数などは橋本市としてはそろえられているのでしょうか。調べていただいていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）どれだけあればそろえられているかということかなと思うんですが、現在のところ学校からそういった声というのは、足りないよという声は今のところ聞いてはいないんです。

聞いていないからそろっているかということとはまた別だと思えますけれども、確かに、それぞれの学校にある図鑑類というのは、やっぱり年数がたったものが多いのが現状です。そのあたりは、担任として、どんな活動しているかということも今までも見てくる中では、やはりネットで調べたり、そういったことがある専門の本をどこかから借りてきてくれたりというようなことをしながら、工夫しながら対応しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）以前から学校図書館と公立図書館、それから学校間の本の共有というのは、もう同僚議員の8番議員も何回も言っていたと思いますし、私もネットワークでつないだらどうですかと。そうしたら少ない冊数で、全部の小・中学校、それと公立図書館の貸出しができますよというふうと言

っています。

言っているんですが、今は移動図書館ブッキー号が多分走っていて、それで全部共有をしているかと思うんですけども、多分、学校間はまだできていないんですよ。

学校の先生が公立図書館にこの本を貸してくださいというふうに希望を出したら、だいたい何日ぐらいでその本は学校に届くんですか。そんなのは調べていらっやいせんか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）ちょっと何日かかるかというところまで、ちょっと私、今、数字を持ち合わせていません。申し訳ございません。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ブッキー号が回っているの、その申込みをしたときにはブッキー号に載せて来ていただけるということですよ。あと、学校図書館司書さんがいらっやるので、その方が公立図書館に行って、そういう本を集めて来ていただくという、そういう取組みをされているというふうにお聞きしておりますので、そのときに公立図書館からの本は借りれるというふうに私も認識しているんですけども。

ここでちょっと、パソコンの資料をちょっとご覧になっていただきたいと思います。お願いします。

まず、これです。これベネッセ教育総合研究所がこういう資料を出しておりました。生きる力を育むだけでなく、やはり読書を、これ見えますか。読書をしっかり、たくさん読書をした子どもたちはやっぱり成績もどんどん上がっていくんだよという、こういう資料が出ておりました。読書量と学力の変化でございます。

次に、読書をしたら何か国語とかだけが上がるようにお考えの方もいらっやるかもしれませんが、これ赤いところが読書量

が多いところでございます。これ見てください。国語だけではなくて、全部上がっているんですが、算数が特に顕著に成績が上がるといような、こういう資料がございます。理科も上がりますし、社会も上がります。

これはやはり読解力、国語、読書をすることによって読解力や思考力が育まれますので、こういう算数とかにも成果が出るという、こういう資料でございます。

もう一つです。学力の変化の中で、学力上位者はそれほど顕著には上がってない。でも上がっているんですよ。上がるんですが、学力がやはりなかなか定着していない子が、本を読めば読むほど、その学力の差はみるみる上がっていくよということでございますので、やはり図書館の重要性、読書の重要性というのがこういう表でも、生きる力を育むことにより学力にもこういうよい結果が現れるということです。

これなんですけど、これ、すごいでしょ。これ図鑑なんです。これ、この前、私、豊中市のブックプラネット事業というのがあって、ちょっとそこの視察に行かせていただきました。これ、公立図書館の中に学校が使える資料だけを集めている部署がありまして、そこに司書がいらっやって、この学校でこの日にこういう資料が欲しいからそろえてくださいとなったら、これを全部、梱包してというかケースに入れて学校に届けられるんです。

こういうふうな調べ学習で、これ2年生かな、昔の暮らしという。昔の暮らしを調べる授業で、昔の暮らしに必要な資料がこうやって学校に届けられるわけです。

これは、動物とか昔の暮らしとかいろんな、授業で活用できるものがこうやって公立図書館の一角に、こういうものが全て取りそろえられていて、これを公共図書館と各学校間を全て回っていらっやるんです。

これはなかなか高くて手に入らない百科事典です。これもこれだけそろえていらっしゃるんです。これを全部の学校で回していただいている。

このようなブックプラネット事業というのがございまして、ここは大きな都市ですので、小学校が38校、中学校が16校の54校なんですが、全てに学校司書を置いていらっしゃいます。一気に置いたのではなくて、平成5年から平成17年の約13年間かけて学校図書館司書を全校に配置されました。

私ももう10年近くこの質問をしているんですが、0人からやっと5人になって、5人になったのかなと思ったらまた4人に減ってしまって、何とも悲しい限りなんですけど、ここはしっかりと学校図書館司書の全校配置にも取り組まれて、なおかつ、生涯学習推進部の中に読書振興課というものをつくられて、学校図書館の活用のデータベースであるとか事業活用データベースであるとかを、授業でこの本を使ってこういう授業をしたよというのが1か所に集められて、その情報を各学校の先生方が見にいけるというすばらしいシステムでした。

そこも学校図書館と公立図書館の本の共有がうまくいってまいりました。すごく、私、質問して、橋本市ではなかなかその共有ができていないので、学校間も、すごい高いお金がかかるんでしょうという質問をしたら、いや、統一したバーコードをつけて、それで共有しているだけで、それほど費用はかかりませんと言われました。

言われましたので、今、DX化を市としても進めていらっしゃいますし、いろいろちょっとこの豊中市に質問をされて、何とか共有できないかという研究をぜひ教育委員会でも進めていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）それぞれの学校の絶対的な図書の保有冊数というところにも関わってこようかなと思います。今のうちの現状でいうと、そこの自分の学校で使っている、使いたいという本があったら、それが違う学校へ行くと、自分とこの学校の勉強ができないというような状況になる可能性がございます。

そして、同じような時期に同じような学習をそれぞれの学校でやっぴりしますので、そういったところで貸し借りというのは、今のこういう冊数の中ではなかなか難しいかなというのは思っております。

過去からもそういったご質問を頂いていて、まだ現実的にできていないというところについては、そういったところ、そして、こういった形で学校間の本のやり取りをするかという課題等については、今のところちょっと難しいなと、そんなふうには思っております。

けれども、提案していただいているような、資源を有効活用していくということについては意義のあることではあると、そんなふうには考えております。

そういったことで、今後こういった形で、今の状況から今めざしている形に持っていくことができるかということは、研究していくということは、それはしていきたい、そんなふうには思っております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ぜひ研究してください。研究しただけで終わらずに、結果を出してください。豊中市にも聞いていただいたらと思います。

なかなか冊数を、やっぴり本は高いですので、冊数を十分に、同じ時期に勉強するとき、それは本はたくさんいると思います。

そこで一つ提案なんですけど、7月4日にち

ようど公明新聞の記事にすごい記事が出ていたんです。企業版ふるさと納税で学校図書館の本を寄贈してもらってはどうかという。これはええなと思って、自治体にとってはなかなか、今日までもいろんな議員が、これをやってくれ、あれをやってくれと、財源が必要な質問をたくさんしておりますので市長は頭が痛いと思うんですけども、自治体にとっては財源の確保が大変難しい。

でも、企業にとっては法人税も減税になるし社会貢献にもなるし、また、地元の書店で図書を購入することによって地域の活性化にもつながるということで、今、橋本市でもどこかの保険会社が企業版ふるさと納税制度を使って来ていただいていますよね。

ああいうところで、ふるさと納税の項目の中に、子どもたちの学校図書館の充実のためにお金をくださいみたいな、そういうのをに入れていただけたらお金が集まってくるんちゃうかなというふうに思うんですけど。

何と、公明新聞に載っていたのは企業版のふるさと納税で、読売新聞社の図書購入調査のところに載っていたのは有田市。和歌山県では有田市が、市長が主導でふるさと納税の寄附金の用途に子どもたちのための図書購入費という枠を設けて、そこに対してのふるさと納税をしていっちゃって、2021年度は約3億円が寄附された。そこにですよ。寄附されたというふうな記事が載っていました。

一校当たりの図書購入費が、4年前まではだいたい30万円から40万円だったのが一気に100万円になったというふうな記事も載っていましたので、これは教育委員会ではなくて、どこの部署になるのかな、ふるさと納税、企業版ふるさと納税に関しては、ですけども、こういうアイデアはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）現在、企業

版ふるさと納税、本市においても寄附を頂いているところでございます。

ご案内につきましては、企業版ふるさと納税については、本市のホームページでありますとか企業版ふるさと納税のサイトにおいてご案内をさせていただいているところです。

企業から寄附の申出を頂いて、その事業者が考えている活用先を聞き取らせていただいて、該当する事業に充当しているところなんですけれども、事業者の方が学校図書の充実に賛同するというのであれば活用を考慮していけると思いますので、またそちらのほう検討させていただくことはできるかと思います。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）いや、だから、なかなか企業から学校図書館にというのは言いにくいけれども、ちゃんと一つの、橋本市としては学校図書館を、子どもたちのために図書を皆さん送ってくれませんか。送ってあげませんかじゃない、そのお金を出してあげませんかと書いたほうが送りやすいじゃないですかというふうに言っているんです。

それやったら何も変わらないじゃないですか。ふるさと納税にしてもそうです。全部いろんな枠が、五つの枠が今ありますよね。その中で、ちゃんとここにこんだけのお金を使う、そこのお金を使うんですよとしたほうが、固定したほうがお金は集まりますよということを行っているんです。

それはどうですか。そこは変えられないんですか。市長がやろうと言ったら多分できると思うんですけど。教育長がやってくれと言って、市長がよっしゃとやってくれたらできると思うんです。

ほんで、そこにお金が集まったら、図書はそこのお金で買い、学校図書館にも図書館司書を1人ずつ置いて、子どもたちの教育環境もとてもよくなって、橋本市の子どもたちの

生きる力が格段に育まれていくと。すごいすばらしいと思うんですけども、何かそこに問題があるのかなと思うんです。

やっぱり、本をいくら増やしても、その図書館が開いていないと、その図書館に誰か人がいないと、その本は生きた本にならないんです、並べているだけでは。やっぱり人がおって、その図書館が子どもたちの居場所にもなりますので、心の安らぎの場所にもなりますから、やっぱりその重要性というのをどんどん教育長は、予算のときに予算をしっかり取っていただけるような活動をしていただきたいし、橋本市でもブックスタートもやってもらってまして、それから、この前はセカンドブックもつけていただいていたよね。それはすごくありがたいと思います。ああ、よかったなと思って。

4・5か月のときにも赤ちゃんに本をプレゼントする。それから、セカンドブック事業は1歳8か月のときにも、絵本を読んで、絵本と親しんでくださいよという、そういうすばらしい事業をやっています。

保育園でも、先生方はものすごく子どもたちに絵本を活用した保育をいただいています。それは重々承知しております。

でも、小学校に行ったら、学校図書館司書が週に1回か2回しか来ない。図書館は子どもたちが開いていますと言うんですけど、子どもたちが開いてたって、背表紙しか見えないんです、本棚に入っているから。

やっぱり子どもたちというのは、本の顔が見えるような、配架というんですけど、セッティングであるとか、その季節季節に応じた本が並べられていて、こういうことで何か本がないですかと言ったときに、ちゃんと受け答えができる人がいるということが読書活動の推進につながると思うので、どんどんそういう企業版のふるさと納税であるとかを活用し

て、DX化も進めて、橋本市が読書活動に力を入れていますというのをどんどんアピールしていただきたいと思います。

1人1台の端末化も進んでおりますけれども、学校のデジタル化がやっぱり進んでいるからこそ、学校図書館の充実が求められていると思います。

専修大学の図書館情報学の野口教授が、インターネット上にはその情報も混在している、真偽を確かめたり見極めたりするのに図書館の本が役に立つ、小学校のうちから図書館の活用方法を体系的に指導し情報を読み取る能力を育成することは今まで以上に大切だと言っています。

私もそのとおりだと思います。デジタル化が進むからこそ、やはり子どものときから図書館で、自分たちの、本を読むことで読解力とか思考力が高まって、創造性が育まれ、感性が豊かになる、優しい心の持ち主、生きる力育まれると思います。

まだ15分ちょっとあります。ぜひ市長。

やっぱり学校図書館に図書館司書を配置するという、そういう自治体は、ほとんど市長が、うちの市では学校図書館を第一に考え、子どもたちの生きる力を育むためにというように、そういう熱い思いを持って読書活動の推進に力を入れていらっしゃると思うので、何とかお願いできませんでしょうか。市長の思いをよろしく願います。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答えします。教育長が喜んでいるみたいなので。

私も実際、図書について、学校図書も、応其小学校も見させてもらいましたし、ちょっといろんなところも見せてもらってあるんですけど、図書の量は少ないという印象で、古くてぼろいなというのも印象に持っています。

まず、根本的に、ちょっと図書館改革をせないかなのかなと思っけていまして、今、会計年度職員ばかりで運営をしてもらっているんですけども、それって本当に、実際に会計年度職員の皆さんにそこまで責任を負わせていいのかというようなことも以前からずっと考えておまして、たまたま昨日、総合政策部長と話したときに、司書が集まれへんねやったら、正規職員の配置というのも考えていかんとしゃあないかなというふうにも思っています。

ただ、19校全部というとかかなり人件費もかかりますし、まず計画的に採用できるようにしていけたらというふうには思っています。ちょっともう少し職員が中心になって、やっぱりやっていく必要もあるのかなというふうには以前から感じていたんですけど、ちょっとやはり財政的なところがここに引っかかるものが非常に強いところもあって、ただ、やるんだったら今かなというふうには思っています。

ふるさと納税の件については、それは入れることは可能ですし、ただ、有田市みたいにウナギがあたり海産物があたりミカンがあたり、あの返礼品には勝てませんので、3億円が集まるようなことはありませんけど、それは入れていっても、両方やってもええのかなというふうには思っています。

企業版ふるさと納税で、やはり企業も協力してくださいねというやり方だと、ふるさと納税の項目に、子育てのところに入れればええだけの話だと思っけていますので、そこはできるだけやっていきたいと思っけています。

なかなか司書が会計年度職員では見つからなく、実はなっけてきていまして、今、1人辞められてから当たっているんですけど、集まらんというところもあります。

教育委員会のほうから、いっぺん学校図書の実のためになどだけの費用がかかっけて、

どれだけの期間で整理を、買っていくかという計画を、まず教育委員会として考えてもらうことが大事かなと。私の思いだけでやるわけにもいきませんので、ほかの事業の関係もありますし、そこはちょっと一度。

小学校1人900円やっけたと思っけていたけど、それを1,500円にするのかという考え方でいくのか。中学生も1,300円でしたか、それを例えば1,800円にするかというふうなところを、やっぱり教育委員会自身が予算要求をもらっけてやっけてもらう。図書館を今後どうしていくのかということも、やっぱり教育委員会の中ではつきり議論してもらっけて中を進めていくことが一番ベストかなと。

私も寝屋川市のやつはテレビで見ました。これ面白いなと思っけて、見たまま忘れて、今、質問で思い出したんですけど、そういうことがデジタル化でできるのであれば、やっけていたらいいかなというふうには思っけています。

できるだけ段階を踏みながら進めていければなというふうには思っけていますので、今後、教育委員会部局と調整をしながら進めていければ。ふるさと納税については企画のほうと、項目を入れなさいという話でまた話をしたいと思っけていますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。すごいうれしい答えを頂いて、本当にありがたい限りでございます。

教育委員会もしっかりと考慮をいただいけて、計画的にやっけていただけたらと思っけています。ちなみに、中学校は1,319円でした。

もう一つ質問があっけたんですけど、これはもう市長からあまりにもいいお答えを頂いたので、もうこれはなしとさせていいただいけて、どうか未来を担う子どもたちのために学校図書館というのは本当に重要な役割を占め

ておりますので、何とか各学校に図書館司書を配置していただき、せめて学校図書標準はクリアしていただいて、生きる力を育む教育に力を入れていただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾
6 番 議 員 高 本 勝 次
16 番 議 員 土 井 裕 美 子

本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明9月13日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時27分 延会）

